

# 神戸市都市景観形成基本計画

---

～神戸らしい都市景観の形成をめざして～

《 案 》

2021年4月



(序章)	I	都市景観形成のこれまでの取り組み	
	1)	都市景観をとりまく社会情勢の変化	( 1
	2)	神戸市の景観行政の変遷	( 2
	II	都市景観形成基本計画の目的と構成	
	1)	計画の目的と位置づけ	( 3
	2)	更新の考え方と計画の構成	( 4
<b>第1章</b>		<b>都市景観形成のための基本方針</b>	
	1-1	基本目標	( 7
	1-2	基本姿勢	( 9
<b>第2章</b>		<b>景観類型別の景観形成計画／ストラクチュアプラン</b>	
		《都市景観の類型》	(13
		《夜間景観》	(15
	2-1	眺望型景観	(16
	2-2	環境型景観	
	2-2-1	自然地域景観	(20
	2-2-2	都市軸景観	
		(1) 河川軸景観	(23
		(2) 道路軸景観	(25
	2-2-3	市街地地区景観	
		(1) 住宅地景観	(28
		(2) 商業業務地景観	(31
		(3) 工業地景観	(33
		(4) ウォーターフロント景観	(35
		(5) 歴史的地区景観	(38
		(6) 駅前空間景観	(42
		(7) 公園緑地景観	(44
<b>第3章</b>		<b>都市景観形成の具体化方策</b>	
	3-1	地域・地区別の景観形成の推進	
	3-1-1	地域・地区別景観形成計画（ローカルプラン）の策定	(47
	3-1-2	推進方策	(49
	3-2	景観まちづくりの多様な展開	
	3-2-1	わがまち景観構想	(52
	3-2-2	多様な景観まちづくり活動の推進	(54
	3-3	景観形成方策の多面的展開	
	3-3-1	景観資源の保全・活用	(55
	3-3-2	パブリックスペースのデザイン	(57
	3-3-3	公共施設の整備	(59
	3-3-4	屋外広告物の景観形成	(61
	3-3-5	神戸らしい緑化の推進	(62
	3-3-6	他分野のまちづくりとの連携	(63

# I 都市景観形成のこれまでの取り組み

## 1) 都市景観をとりまく社会情勢の変化

戦後の高度経済成長期、地域の総合開発が全国的に行われ、自然の風景や都市の景観が大きく変貌をとげていった。我が国における景観形成は、この大きな動きから環境を守ろうとする取り組みから始まった。

昭和57年当初の神戸市都市景観形成基本計画は、その序文において述べた「これまでの我が国のまちづくりは、急速な都市化に対応するため道路や下水道といった都市基盤の整備や生活環境の量的側面の充実に重点がおかれていた。そのため、都市景観の形成をはじめとする都市空間の質的かつ包括的課題への取り組みが遅れてきたことも否めない。」という問題意識のもとに策定されたものであった。

同時期、国においても地区計画制度（昭55）が創設され、都市開発や大規模な都市改造から既存市街地の身近な地区の環境改善へと視点が移ってきた。地域固有の環境を具備した住まいづくりをめざすHOPE計画（昭58）もこの頃に始められた。

誰もが知るような歴史文化や際立って個性的な景観がなくとも、身近な生活環境の整備改善に取り組むことで、地域らしさや心地よい暮らしが実現できるという考え方が広まるとともに、市民主体の都市景観形成活動が活発になってきた。

このような流れを受けて、神戸市でも平成2年の都市景観条例改正で市民主体の景観形成を積極的に打ち出したが、市民（住民）による身近な環境改善が地方の独自性の確保や地域の活性化にもつながるという認識が全国の多くの自治体においても広まり、その後の10年間で400を超える市町村で都市景観条例が作られるなど、地域の景観まちづくりに取り組む自治体が一気に増えていった。

こうした動向を背景に、平成16年景観法が制定・施行された。景観法では景観計画・景観地区

を定めることによって、それまで自主条例で取り組んできた景観誘導の実効性を高めることができることから、法と条例を適宜活用して景観施策を進める自治体が多くなった。

神戸市では、平成7年に起きた阪神淡路大震災とその後の復興の過程で、まちづくりのテーマや担い手の多様化が加速し、その流れはさまざまな景観まちづくり活動にも結びついていった。現在では、景観施策の幅が広がるとともに、総合的な行政課題として都市景観形成を位置づけ、各部門が連携しながら施策に取り組む場面も増えている。

また、安全・安心・快適、持続可能な開発目標といった現代的なまちづくりの目標達成に向けても地域の景観形成を図ることが有効に働くということもおおかたの市民の理解を得られるようになってきた。

一方で、少子高齢化や人口減少あるいは一極集中現象などにより、地域における景観形成の担い手が少なくなってきていること、さらに放置空き家・空き地問題が顕著になり地域の景観阻害要因として無視できなくなっていることなど、現代の都市問題が直接的に景観形成に影響を及ぼすような状況も生まれ、それらへの対応も求められている。

## 2) 神戸市の景観行政の変遷

神戸市では、昭和53年に全国でも先駆けて都市景観条例を制定し、北野町山本通における都市景観形成地域の指定を皮切りに景観施策を始動した。

昭和57年には都市景観条例にもとづき、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定、さらに、平成2年には都市景観条例を改正し、都市景観形成地域の指定対象の拡充や景観形成重要建築物等の指定制度など景観施策の強化を行った。

平成16年には、夜間景観に関する基本計画である夜間景観形成基本計画を策定し、その後これにもとづく都心・ウォーターフロントエリアでの実施計画（平24）をまとめるなど夜間景観の形成にも取り組んできた。

そうした中、平成16年の景観法の制定を受け、平成18年に都市景観条例を改正するとともに、法にもとづく景観計画を策定し、景観法と都市景観条例を活用した取り組みを進めてきた。

その後、都市景観条例制定から30年以上が経過した平成24年には、社会情勢の変化等に対応するため、都市景観形成基本計画をふまえた実施計画として神戸らしい景観づくりの指針を策定、これを受け、平成26年には神戸市景観形成方針図を作成するなど、直面する課題に応じた対応を行い、景観施策の推進を図ってきた。

また、条例制定当初から、都市景観を「まもる・そだてる・つくる」という基本姿勢のもとで、景観形成市民団体の認定制度を設けるなど市民参加による景観形成を推進してきた。

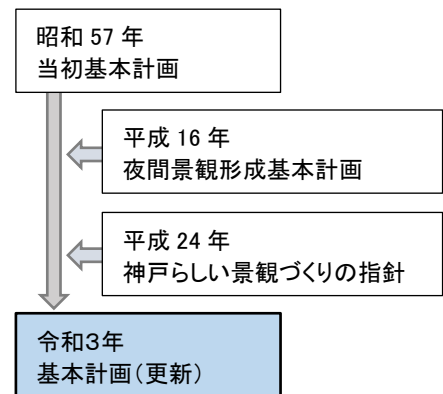
平成2年の条例改正では景観形成市民協定制度を創設して、地域の人々や事業者が主体的に取り組む身近な景観形成活動を積極的に支援することを位置づけ、さらに平成24年の景観づくりの指針では、多様化していく主体間の連携による景観マネジメントに取り組んでいく方針を示した。また、この指針をふまえて、景観の事前協議制度について設計段階と計画段階の2段階

に分けるなど多くの意見が反映されやすい仕組みを導入した。

このように、「都市景観は多くの主体がまもり、そだて、つくる総合的なもの」という認識の下で、条例にもとづく独自の地域・地区を定めて基準を設け、関係者との協議を重ねながら神戸らしい景観を誘導していくスタイルを定着させ、市民活動への支援の積極化など社会情勢の変化への対応でも、条例改正などにより制度的な位置づけを図りながら施策を展開してきた。

本基本計画は、このような社会情勢の変化と本市の景観行政の変遷をふまえて、あらためて当初基本計画を更新するものである。

基本計画策定の経緯



当初基本計画  
／昭和 57 年

## II 都市景観形成基本計画の目的と構成

### 1) 計画の目的と位置づけ

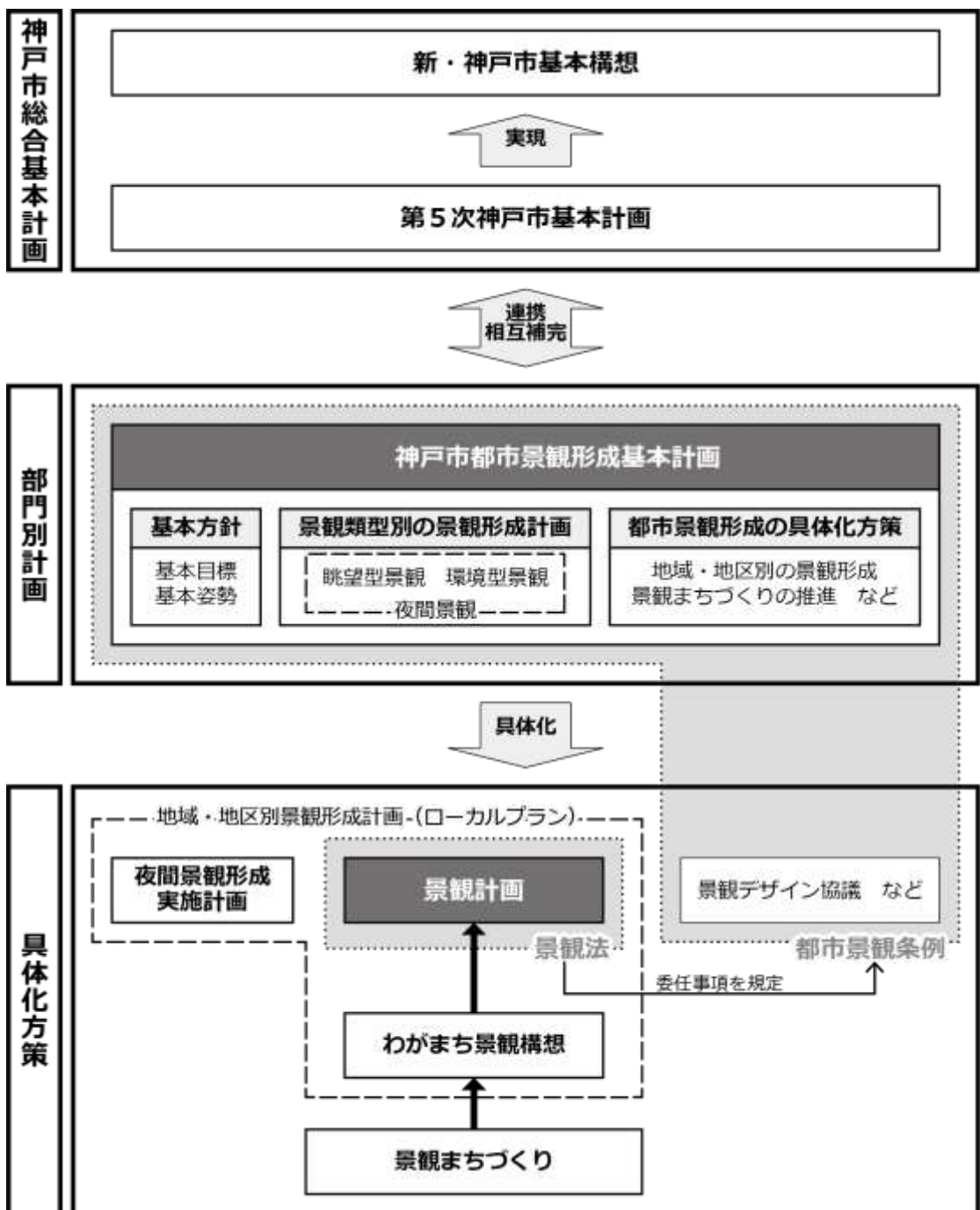
都市景観形成基本計画は、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、神戸のまちを市民一人ひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものにするための基本的方向を明らかにすることを目的として策定するものである。

また、都市景観形成基本計画は、神戸市総合基本計画の部門別計画として位置づけるものとする。

そのうえで、景観法にもとづく景観計画は、都市景観形成基本計画に即したローカルプランの役割を担うものとして位置づける。

なお、夜間景観については、市民、事業者、行政が連携した具体的な取り組みをまとめた実施計画を策定し、ローカルプランとして位置づける。

計画の位置づけ



## 2) 更新の考え方と計画の構成

当初基本計画は、前述の目的のもとに策定され、「神戸市総合基本計画」の体系を基本として、神戸らしい都市景観の形成にかかわる施策のあり方と実現に向けたガイドプランとしての役割を担うものであった。また、都市景観の形成にかかわる計画課題は多様多岐にわたることから、都市景観条例以外の景観関連施策相互の有機的連携が重要な前提となっている。

この骨子は現在においても変わらぬものとして踏襲しながら、本基本計画については、平成16年に策定された夜間景観形成基本計画及び平成24年に策定された景観づくりの指針を整理統合するとともに、これまで積み重ねてきた景観行政の取り組みを位置づけ、策定から約40年間の時代の変化に対応した変更を行うものとする。

当初基本計画は基本方針～類型別の計画～計画の具体化策という構成であり、本基本計画においても概ねこれを踏襲する。計画の構成は以下のとおりである。

### 第1章 都市景観形成のための基本方針

神戸らしい都市景観の形成をめざすための基本目標を5つ掲げ、これに取り組む3つの基本姿勢を示す。

### 第2章 景観類型別の景観形成計画

「眺望型景観」と「環境型景観」という都市景観の空間的な類型にもとづく景観形成計画を示すとともに、都市景観の重要な側面である「夜間景観」についても類型に合わせて記述する。

なお、眺望型景観の類型は平成21年の答申「神戸らしい眺望景観の形成について」にもとづき、環境型景観の類型は景観づくりの指針による「景観形成方針」にもとづいて構成し、これに重点エリアや重点軸を付加した。

### 第3章 都市景観形成の具体的方策

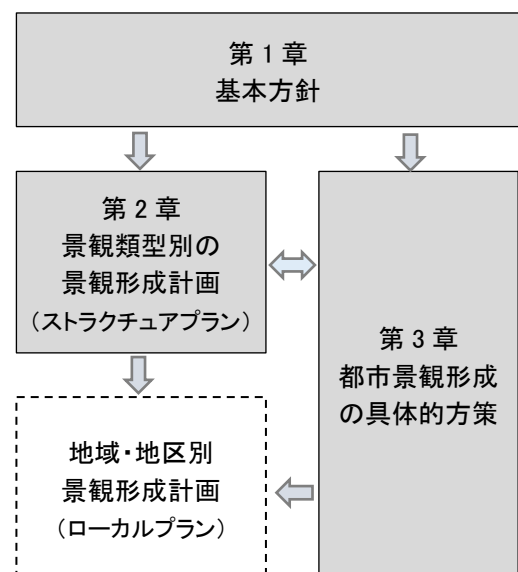
本基本計画では、景観類型別の景観形

成計画（ストラクチュアプラン）によって全市的な方向づけを行っているが、それぞれの地域・地区の性格ごとに固有の課題や条件に応じた具体的方策については、地域・地区別景観形成計画（ローカルプラン）を作成して進めていくものとする。

ローカルプランの作成にあたっては、各種制度や行政手法を活用して計画を位置づけていくとともに、景観形成に取り組む主体の多様化をふまえて、市民主体の取り組みからローカルプランに結実させていく方策についても明らかにする必要がある。

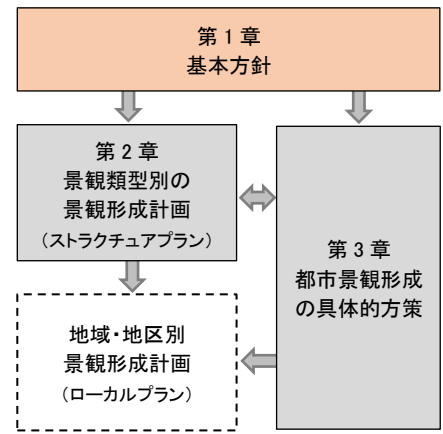
以上をふまえて、総合的な都市景観形成の具体化を図るための方策として、地域・地区別の景観形成のプロセスを明示する「地域・地区別の景観形成の推進」「景観まちづくりの多様な展開」について記述するとともに、景観資源の保全と活用など重要な方策を「景観形成方策の多面的展開」として付加する。

基本計画の構成









## 第1章 都市景観形成のための基本方針

# 理 念

## 1-1 基本目標

神戸市において都市景観の形成を進めるうえでの主要な課題は、市民一人ひとりにとって親しみと愛着と誇りをもてる都市空間をいかにして実現するかにある。そのことが市民生活に快適性をもたらすとともに、来街者にとっても魅力的な都市となっていく。そのためには、都市空間としての神戸らしさを継承し、創造していくことが大切である。

都市空間としての神戸らしさは、市民によって共有されてきた、あるいは望ましい姿と考えられてきた固有の空間イメージ（空間像）である。そしてこれらは、自然条件、都市環境、歴史に育まれてきた市民気質など幅広い内容で支えられている。海と山の自然条件に恵まれ、開放的で明るく、住みやすいことが市内外から高い評価を得ており、こういった神戸らしさを四季や昼夜別など時間軸の中でいかしていくことが求められる。

また、生活や産業・文化と関わる市民の景観まちづくり活動を大切にするこゝでまちへの愛着を高めていく姿勢も重要であり、神戸らしい都市空間とそこでの人々の活動が重なり合うことによって、市民や来街者が満足するより魅力的な景観の創造をめざしていく。

神戸らしさを育み、創造していくための基本目標として次の五点を掲げる。

### ① 神戸らしい都市空間の発掘・創造

神戸市の都市空間を特徴づけている海・坂・山の変化ある地形や眺望、市街地を貫く河川や幹線道路などをいかして都市の骨格をデザインするとともに、都心ウォーターフロントでの景観や地域の個性をいかした夜間の都市魅力を創造することで、重点的に都市の顔をつくる。その際、すぐれた景観資源<sup>\*1</sup>を発掘、継承していくことで神戸のブランド力のさらなる向上をめざす。

### ② 生活環境の質的向上

都市景観は地域環境が目に見える形で現れたものでもある。日常の暮らしぶりや住んでいる地域の長所あるいは問題点なども「生活景」として浮かび上がる。まちへの愛着を高めるため、またあらゆる市民が安心して暮らせる快適で安全なまちをつくるためにも、地

域の生活環境整備と一体となった景観形成を図ることで生活環境の質的向上をめざす。

### ③ 持続可能な都市環境の形成

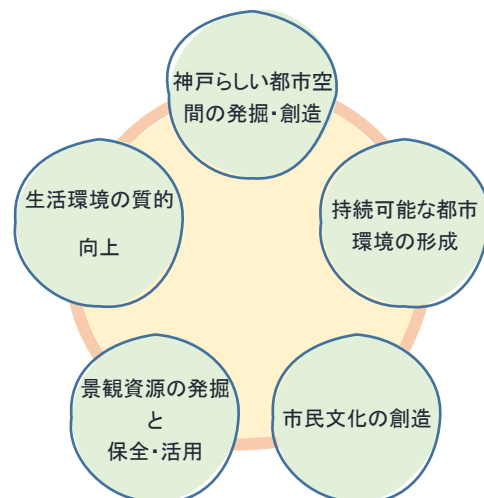
都市に住む人々にとっての居住環境、工場や事務所・商店などそこに働く人々にとっての産業環境、さらに観光や仕事で都市を訪れる人々にとっての環境など、さまざまな形で都市に関わる人々にとって活力と魅力のある都市環境は景観形成を図るうえでも不可欠であることから、その創出と維持継続に努める。

### ④ 景観資源の発掘と保全・活用

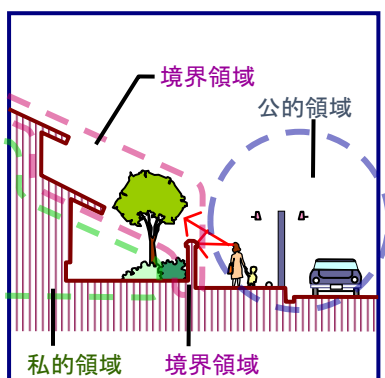
歴史的連続性のある都市空間や歴史的建築物あるいは目になじんだランドマークなどは市民共有の貴重な財産である。これらの景観資源を新たに発掘し、都市や地域のシンボルとして保全し、市民の共感（アイデンティティ）を育むものとして活用していくことが大切である。あわせて、生活の長い積重ねの中で引き継がれてきた祭りや伝統行事も、重要な景観資源として継承していく。

### ⑤ 市民文化の創造

市民の多様な価値観をいかし、市民が主体となった景観形成を図っていくことが重要である。これにより都市景観は市民文化のもっとも身近な表現形態となる。市民がいきいきと暮らし活動する姿が反映された成熟したコミュニティ景観を醸成していくためにも、地域における景観まちづくりやにぎわいづくり、景観マネジメントへの支援を積極的に推進する。



# 理 念



## ※2 景観構成要素

私たちの眼に映る景観は景観構成要素が集まってできている。景観構成要素とは、都市空間を構成する道路面の舗装、街灯、植栽、街路樹、標識、電柱、屋外広告物のほか、宅地内の門、塀、庭木、建物の屋根や外壁など個々の要素である。これらは眼前に広がる景観を視覚的に形づくっているが、景観上望ましいものもあればそれを損なうものもある。

## ※3 パブリックスペース

狭義には、都市空間において国や自治体が管理する道路や公園などの公共空間を指すが、本基本計画では、広義に、所有区分や管理区分を超えて、不特定多数の人々が誰でも安全で快適に利用できる空間を指す。パブリックスペースでは、居心地のよい空間デザインとともに、さまざまな維持管理主体が関わり、空間の使われ方のソフトな仕組みも重視される。例えば、公道を利用する地域団体が主催するオープンカフェの例や、だれもが利用できる民間建物敷地の公開空地やアトリウム、個人の住宅敷地のオープンガーデンなどの例がある。

## 1-2 基本姿勢

都市景観の形成を推進していくためには、都市景観形成についての市民的合意と市民主体の協働のまちづくりの精神こそが大切な前提となる。そのため、特に次の三つの基本的な姿勢を共有し、そのもとで取り組んでいく。

### ① 景観形成の対象となる都市空間の領域

ウォーターフロントを含む市街地と六甲山系、田園集落地など多様な神戸の地域特性をもつ都市空間の、全体にわたってすぐれた都市景観を形成するためには、それぞれ、道路や公園、公共水面、自然緑地などの公共空間とともに、個々の建築物や敷地内空地などを含めて一体的な景観形成を図る必要がある。そのため、景観形成の対象としては、土地・建物の所有区分とは別の、視覚上の公共性による領域構成の認識が大切である。

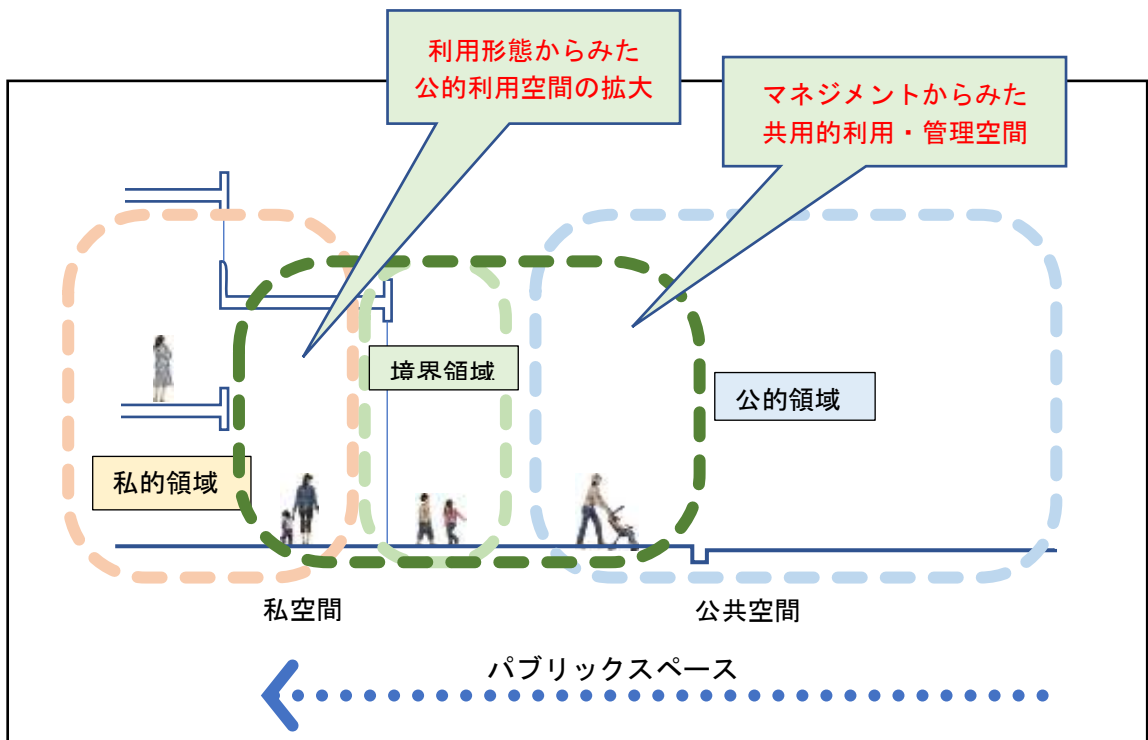
都市景観の形成上、都市空間の領域構成は、公的（パブリック）領域、私的（プライベート）領域と、その間の境界領域の三つの段階に区分できる。

- i) 公的（パブリック）領域には、道路や公園などの公共オープンスペースのほか、駅のコンコース、地下街などの公的空間も含まれる。
- ii) 私的（プライベート）領域は、敷地内空間のうち、公的領域や境界領域からは視覚的に見えない、建物の内部や塀などで閉ざされた敷地内の屋外空間とする。
- iii) 境界領域は、公的領域と私的領域の間にある敷地内空地や建築物の外壁をはじめ門、塀、擁壁、樹木や広告物などの景観構成要素※2によって構成され、原則として敷地内にあるものの、景観形成上公共的な役割が期待される。

以上の視覚上の区分のうち、景観形成の対象としては、原則的には公的領域と境界領域が中心となるが、さらに、市民による利用の仕方や多様な主体による維持管理など空間マネジメントの観点をふまえた都市空間の公共性（パブリックスペース※3）についての認識が大切である。

このうち、公的領域は、パブリックスペースの中心的存在として、市民にとって居心地のよい場を提供するものであり、また境界領域においても、道路と敷地、敷地相互の境界を単なる境界線としてとらえるのではなく、公的領域と連続一体となって、市民が安全で快適に利用できるパブリックスペースを創造・育成することが大切である。

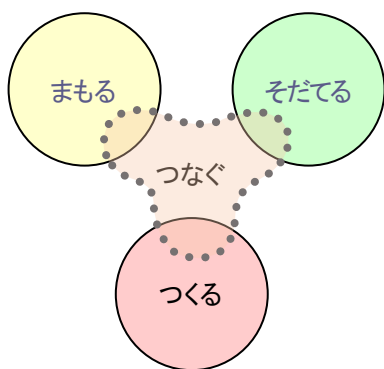
なお、私的領域にあっても、商業施設の屋内広場や地域に開放される住宅敷地内のオープンガーデンなど、敷地内空間でありながらもパブリックスペースの一翼を担っている場合もあり、これらもまちなみ景観の魅力を増進するものである。



## ② まもる・そだてる・つくる

都市景観の形成の方向は多様であり、その目的に応じた手法が講じられなければならない。その際、まもる（保全）、そだてる（育成）、つくる（創造）の三つの視点を前提とする。

- i) まもる（保全）…… これまで蓄積されてきた神戸らしさを担う歴史的環境やすぐれた景観資源については、これを保存し活用して、次世代に継承する。
- ii) そだてる（育成）… 地域固有の景観特性をいかしつつ、適切な維持管理と必要な改善を進め、変化の中に地域の歴史や空間特性との連続性が保たれるよう配慮する。



iii) つくる（創造）…… 大規模な土地利用転換など再開発整備などを進める際にはもちろん、個別の新規取り組みにおいても、地域の歴史や既存の空間特性との調和に配慮することが原則であるが、同時に社会の要請に応じてそれまでのイメージを刷新するすぐれた都市空間や新たな神戸らしさを創造することによって人々を引きつける魅力を増大させることが重要である。

特に、ストック重視や持続可能な開発が指摘される中で、よりよい景観を持続させていくために、まちの変化をふまえつつ、つくることから、まもりそだてることに重点を移した取り組みが求められている。

ただ、より広い意味では、これら三つの視点を〈つなぐ〉ことが重要である。歴史的な資源を保存するだけでなく活用することで、まもることから時代の変化を受け入れながらそだてることにつながり、また、新しくつくるものを大切にそだてることで、将来に残すべきまもるものに昇華されることにつながる。〈つなぐ〉ことで、景観形成の考え方や、景観形成の施策の連携など、総合的なマネジメントを行っていくことが大切である。

### ③ 多様な主体による多面的な景観形成

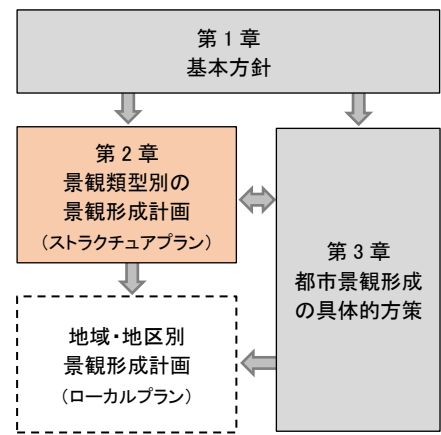
神戸市のそれぞれの地域では、昭和 40 年代からの住民参加のまちづくりに始まり、市民主体のまちづくりへと歩を進めてきたが、平成 7 年の阪神・淡路大震災後も、復興の過程で参加から参画へとより深化し、多様な主体による協働の取り組みの実績を積み上げてきた。こうした経緯をふまえたまちづくりの取り組みは、神戸ならではの特長であり、神戸らしい景観形成を進めていく際にも欠くことのできない基本的な姿勢である。

そして、まもり、そだて、つくる多面的な景観形成の展開は、総合的な地域運営（エリアマネジメント）に他ならず、今後も地域力や社会的資産をいかして持続する地域運営としての景観まちづくり<sup>※4</sup>がこれまで以上に求められる。

この景観まちづくりは、住民、事業者と行政、各分野の専門家のみならず、NPO やボランティアなどを含む多様な個人や組織が、自律した市民としてそれぞれの役割を担い、連携する協働の取り組みによって実現される。

#### ※4 景観まちづくり

それぞれのまちや地域において、住民や市民組織、企業、事業者、行政、専門家などが協働して、景観の側面からハード、ソフトのさまざまな活動を行くことにより、まちや地域の課題を改善し、魅力を引き出し、次代に引き継ぐ持続的な取り組み。まちの清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした地道な活動も含まれる。



## 第2章 景観類型別の景観形成計画

---

### ／ストラクチュアプラン

# 計 画

## 《都市景観の種類》

神戸市は、地形的にみると、自然と田園集落が一体となった西北神地域、南部の海に向かって緩やかな斜面が連なる既成市街地の、大きく性格の異なる二つの地域に区分される。

既成市街地では、山麓より海に向かって、住宅地、住商工複合地、工業地・ウォーターフロントといった区域が層状に形成されている。さらに、市街地の主要な道路や河川は、それぞれの地域や地区を有機的に連結して都市空間の骨格を形成し、景観上も重要な役割を果たしている。

都市景観は広範な内容をもつものであるが、ここでは物的な視覚イメージにかかわるものを対象として、神戸市の都市景観を、当初基本計画の種類をもとに、次のように分類する。

都市景観は、時間、場所、見る位置などによってもさまざまに異なるが、見る主体と見られる対象との相互関係によって、眺望型景観と環境型景観に二分される。眺望型景観は、山頂や海上あるいはビルの屋上などから海や山を市街地とともに眺める景観であり、環境型景観は、それぞれの地域の中であって、自らを取り巻く周辺環境としての景観である。実際には、この二つの景観がさまざまに組み合わさって豊かな都市景観が形成されるものであるが、これを地域や地区の広がりや段階構成との関連に着目すれば、次のように分類できる。

まず、地域や地区の広がりからは、広域的景観（ランドスケープ）、都市的景観（タウンスケープ）、街区的景観（ストリートスケープ）の大きく三つの類型に分けられる。これらを対象となる地域や地区の性格によって分類すると、自然地域景観、都市軸景観、市街地地区景観に大別できる。

このうち、自然地域景観は、自然緑地や田園集落などの自然環境を対象とした景観で、対象とする自然環境の状況によって、自然緑地景観、田園集落景観の二つの類型に区分する。

都市軸景観は、都市の骨格を構成する河川や道路などの都市軸に沿って軸上に展開する景観で、河川軸景観と道路軸景観に分かれ、都市的景観を代表するものである。

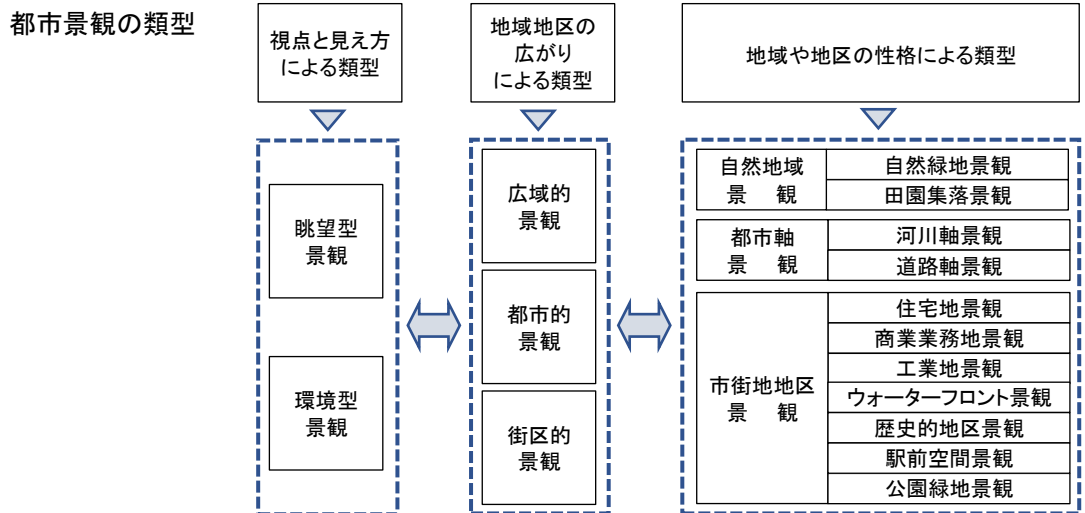
市街地地区景観は、市街地内のそれぞれの地区レベルにおける景観で、地区の土地利用上の特色によって、面的に大きな広がりをも



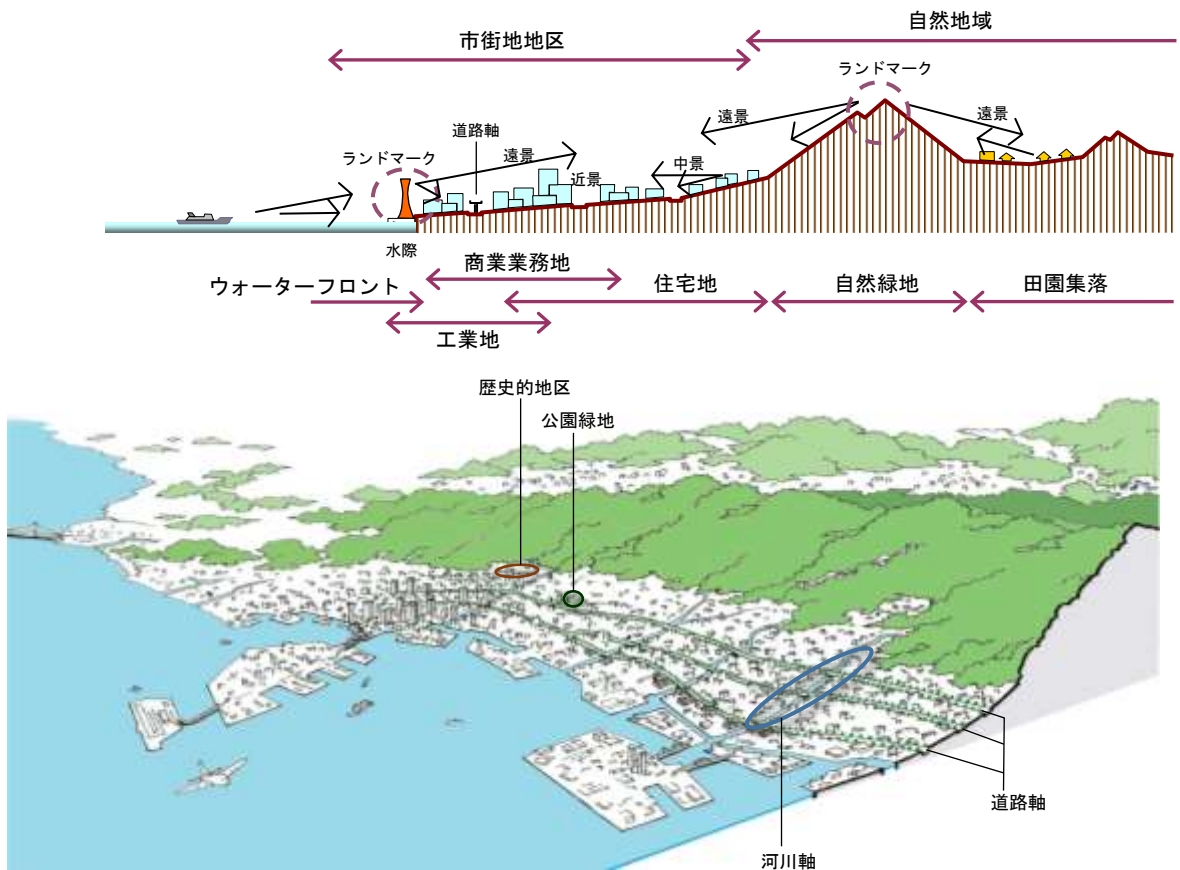
つ住宅地景観、商業業務地景観、工業地景観、ウォーターフロント景観の4類型に区分し、さらに、歴史的資源、鉄道駅、公園緑地等を核としてその周辺を含む地区を特徴的な景観として取りあげる。

市街地地区景観では、都市的景観としての位置づけとともに街区的景観としての景観形成が大切で、特に地区内の道路沿いの景観（街路景観）が景観形成の主な対象となる。

以上に加えて、これら類型のそれぞれのうち、都市や地域の骨格をより明確に視覚化すべき軸を重点軸とし、特に神戸らしい個性的、特徴的なエリアを重点エリアとして設定する。



### 神戸市の地形特性と景観上の特色



## 《夜間景観》



ウォーターフロントの夜間景観



フラワーロード 光のミュージアム



建物のライトアップ（旧居留地）



住宅地の夜間景観①



住宅地の夜間景観②

海と山を背景とするまち、神戸にとって、夜の景観は都市景観の重要な側面の一つであり、昼の景観とはまた違った都市の魅力を見出すことができる。

平成 16 年の夜間景観形成基本計画における、神戸らしい夜の都市景観の形成を図るための基本目標は次の 3 点である。

### ① 地域の個性をいかした夜の都市魅力の創造

神戸の変化のある地形と眺望という特徴をいかした夜間景観形成を図るとともに、伝統行事やイベントによる非日常的な光の導入で、新たな神戸らしさを演出する。

### ② 安心して暮らせる快適で安全な街の創造

安全の確保は夜間照明の最も基本的な事項であり、さらに安心感につながる視覚的明るさ感の担保など、地域全体の夜間環境の快適性が向上するよう努める。

### ③ 環境にやさしいひかりのまち

不適切または過剰な照明による「光害」を抑制するとともに、夜間照明の計画にあたっては、省エネルギー対策やクリーンな自然エネルギーの採用に努める。

3 点の基本目標それぞれについて、夜間景観形成のために考慮すべき基本方針は次のとおりである。

### ① 地域の個性をいかした夜の都市魅力の創造

- ・ 地区特性にあわせた夜間景観の形成
- ・ 景観資源をいかす照明
- ・ 夜間も楽しめるまちづくり

### ② 安心して暮らせる快適で安全なまちの創造

- ・ 通行等の安全の確保と犯罪の防止
- ・ 夜間環境の快適性の向上

### ③ 環境にやさしいひかりのまち

- ・ 光害の防止
- ・ 省エネルギーへの配慮

夜間景観形成基本計画では、これらの目標・方針をもとに「景観類型別夜間景観形成計画」を策定している。そこで、その類型別の計画をふまえて、本基本計画の新たな景観類型ごとに夜間景観形成基本計画の内容を盛り込んでいく。

# 計 画

## 2-1 眺望型景観

### ■ 景観特性

六甲山や瀬戸内海・大阪湾を市街地とともに眺める景観（眺望景観）は、「みなと神戸」を象徴し「神戸らしさ」が表出する景観であり、大切な市民の財産である。また、西北神地域における雌岡山などを背景に豊かな自然と茅葺民家が点在する田園集落を一体として望む眺望も神戸のもう一つの魅力の源泉となっている。

こうした、神戸の眺望景観には、大きく分けて、海や山とまちを一望できる広範な広がりをもつ「見晴らし型」景観と道路や河川などの都市軸の先に海や山を望む「見通し型」景観の二つのタイプがある。そして、この両タイプの眺められる対象（視対象）に、神戸らしさを表すシンボリック的要素（ランドマーク）が含まれるときには、「シンボル型」と呼べる景観となり、また視点が移動するとき、視対象が見えたり隠れたりする「見えかくれ型」が重なる場合もある。

これら眺望景観はいずれも、市民に親しまれ共有された神戸らしい都市景観であり、観光資源としても見逃せない。ところが、市街地では超高層建築物の建設が進む中で、今後も六甲山を望んだり海を見下ろしたりする眺望が失われる恐れがあり、このような懸念は、眺望景観の特性上、視対象と、眺める場所（視点場・眺望点）の両面で現れる。



住吉川（住吉橋より六甲山を望む）  
—見通し型眺望景観

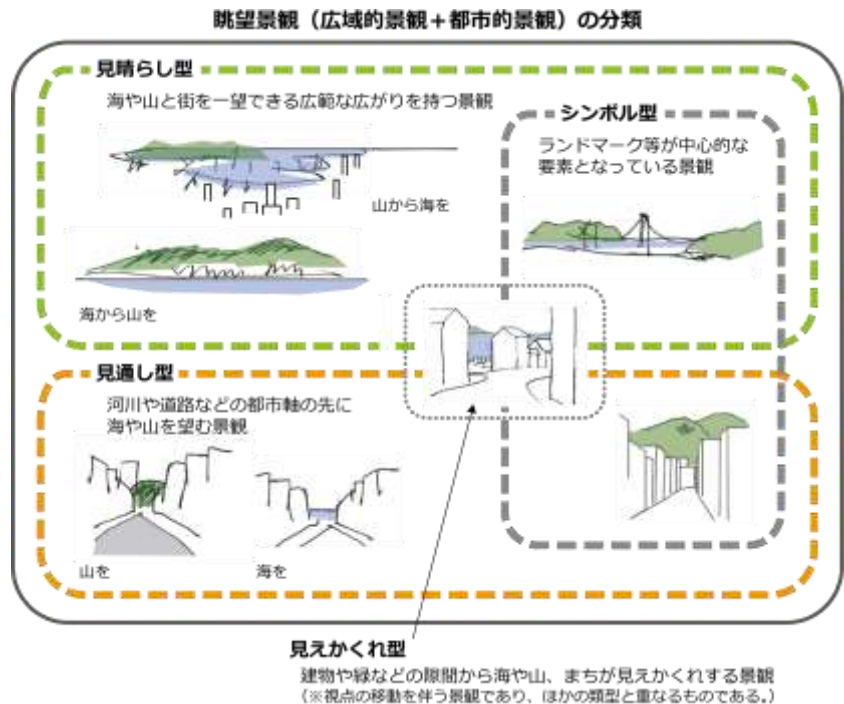


元町1丁目交差点（大丸前）  
より錨山を望む  
—シンボル型眺望景観

神戸港より市街地と六甲山系を望む  
—見晴らし型眺望景観



また、夜間の眺望景観は、六甲山から瀬戸内海・大阪湾を市街地とともに眺める夜景、高層ビルから見る夜景、船上や ウォーターフロントから市街地、六甲山を眺める夜景などがあり、「光都・こうべ」を象徴する市民の大切な財産である。



## ■ 基本方針

### ① 神戸らしい眺望型景観の保全と育成

六甲山系の山並みを背景とする市街地への眺望や神戸港や須磨海岸などのウォーターフロントへの眺望、西北神地域の豊かな自然と一体となった田園集落への眺望など、神戸らしい眺望型景観を市民共通の景観資源として保全し、育成する。

### ② 自然環境と市街地環境の調和

市街地の緑化を進めるとともに、六甲山系などの山麓地帯や海浜地帯、西北神地域の開発区域の縁辺部など、市街地と接する自然環境の保全に十分配慮して、自然環境と市街地環境の調和を図る。

### ③ 明確な都市パターンの実現

都市の骨格となる道路や河川の軸構成を明確にし、見通し型景観を形成するとともに、高層化の進む商業業務地や周辺部の緑の中の低層住宅など、市街地の地域特性や個性ある地域環境をふまえたコンパクトなシルエットを形成することにより、わかりやすい明確な都市パターンの実現をめざす。

### ④ 神戸らしい夜間景観の形成

地域の個性をいかした夜間の都市魅力を創造するために、ラ

ンドマークへの照明を演出し、都市軸景観の照明整備による明確な都市パターンを浮かび上がらせるなど眺望対象の印象を高める。また、眺望スペースの快適性の向上や夜間も安全に眺望点に到達できる交通アクセスの確保などを進める。

## ■ 景観形成の対象と構成

### ① 見晴らし型眺望景観

見晴らし型の眺望型景観では、視対象としての六甲山系などの山並み、神戸港などのウォーターフロントおよびそれらと一体となって展開する市街地や田園集落と、それらを広範に一望できる視点場（眺望点）を対象とする。

このうち特に、「神戸らしい眺望景観 50 選 10 選<sup>※5</sup>」のうち、見晴らし型として選定された眺望景観が重要である。

### ② 見通し型眺望景観

見通し型眺望景観では、市街地の河川軸や道路軸などに沿った山や海、あるいは主要ランドマークへの眺望を対象とする。見通し型眺望景観では、眺める対象となる視対象と視点場・眺望点が都市軸上にあることから、その眺めは近景から遠景を含むものであり、建築物・工作物の細部まで認知できる。

このうち特に、「神戸らしい眺望景観 50 選 10 選」の、見通し型として選定された眺望景観が重要である。

### ③ シンボル型眺望景観

市民から親しまれてきた都市や地域のシンボル、あるいは遠方からも望める地域の目印にもなっている錨山や市章山など、また市街地の高層建築物・工作物などで、特に広域的な効果があるランドマークを、シンボル型眺望景観の対象とする。

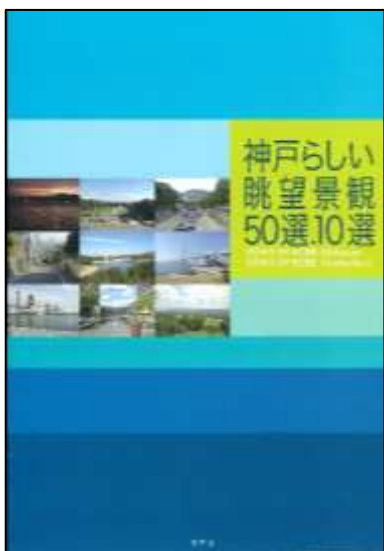
このうち、神戸市を代表する主要ランドマークとして、六甲・摩耶山、市章山、錨山、神戸大橋、ポートタワー、神戸市役所 1 号館、高取山、鉢伏山、明石海峡大橋、五色塚古墳、雄岡山・雌岡山、帝釈・丹生山が重要である。

### ④ 見えかくれ型眺望景観

歩行者や電車、自動車などに乗った人が移動しながら体験する眺望景観であり、建物や緑などの隙間から海や山、まちが見え隠れする。他の類型と独立する型でなく、重複して表出するものである。

#### ※5 「神戸らしい眺望景観 50 選 10 選」の選定

眺望景観の施策を検討するために、神戸市が 2007 年に市民から募集した眺望景観を、①視点場のアクセスの容易性、整備充実度、知名度、②視対象の固有性、阻害要素の多寡など、③視野の見晴らし度、見通し度などをもとに評価し、選定されたもの。これにもとづき、平成 21 年 9 月に神戸市都市景観審議会より「神戸らしい眺望景観の形成について」答申が行われた。



## ■ 景観形成のための施策の方向

### ① 高層・大規模建築物や屋外広告物などの景観上の配慮（見晴らし型）

眺望点から視対象までの間の、遠景にある建築物の高さや幅



見晴らし型景観形成の誘導

などの誘導を行う。さらに中景にある建築物では高さや幅に加えて、地域特性をふまえて各部のデザイン誘導を行う。

また、鉄塔や砂防施設、屋外広告物など自然環境における大規模工作物の設置にあたっては周辺環境との調和に努める。

(見通し型)

見通し型眺望景観では、もっとも目を引き景観を阻害する要素になりうる建築物や屋外広告物を中心にデザインの誘導を行う。特に、海へ至る主要な道路などでは、眺望路を位置づけ、沿道部の景観誘導により、ゆとりとうるおいのある歩行者空間と、海や山への眺望を確保する。

② まとまった緑地の保全・育成と、

道路植栽や道路照明などの計画的整備

眺望対象としての市街地の骨格を明確にし、わかりやすい都市空間を形成するため、まとまった緑地の保全・育成に努める他、主要幹線道路やウォーターフロントの海岸線に沿った植栽や照明について、それぞれの性格に応じた設置を行う。また、高架道路、高架鉄道は特に大きな影響を及ぼすため、その形態・色彩・材料に配慮するとともに、その沿道空間についても修景を進める。

さらに、無電柱化、無電線化、街灯・標識の整理、電波塔の集約化、樹木の剪定、照明を伴う屋外広告物の抑制など、眺望を阻害する要素の除去・改善を図る。

③ ランドマークの育成

都市空間の印象を深め、わかりやすい都市空間実現のためにランドマークの保全育成を図る。特に、都心の高層建築物などの建設にあたっては、ランドマークにふさわしい形態・色彩・材料の景観的配慮を促す。

また夜間景観形成のため、ランドマークとなる建物や構築物について、季節や周辺環境に応じた適切な照明による演出を行う。

④ 視点場・眺望点の確保・整備

重要な視点場・眺望点となる公的空間では、眺望景観の確保に努め、その性格や眺望対象の内容に応じた休息所、展望スペースを設ける、また、市民が安全にそこへ到達できるように、バリアフリー化を含むアクセスルートを確保する。

さらに夜間景観形成のために、こうした眺望スペースにふさわしい照明設備を適切に設置し、漏れ光を低減する。



ランドマーク (ポートタワー)



視点場 (アジュール舞子)

# 計 画

## 2-2 環境型景観

### 2-2-1 自然地域景観

#### ■ 景観特性

ともすれば人工的に偏りがちな都市環境の中にあつて、自然緑地や田園集落は、ウォーターフロントとともにうるおいとやすらぎをもたらす貴重な自然環境である。神戸市域には、既成市街地に近接する六甲山系などの緑や、西北神地域に広がる農地・集落・里山などがあり、これらは市民にとって身近な自然環境として親しまれてきた。なかでも茅葺民家は今も数多くが農村集落内に点在しており、大都市では貴重な景観資源で、この地域の景観を特徴づけている。

自然地域の景観形成を進めるにあたっては、こうした自然環境と伝統的な農村文化や田園景観の継承を図るとともに、市民が自然とふれあうことのできる空間として活用するなど、都市活動とのバランスを図ることが求められる。



自然緑地（六甲山牧場）



田園集落（道場）

## ■基本方針

### ① 自然環境の保全と活用

六甲山をはじめ神戸の骨格となる森林をまもり、そだてることによって、自然災害から市民の暮らしをまもるとともに、自然環境の中に市民が自然とふれあう空間をつくりだし、緑豊かな環境の保全を図る。

### ② 農村の景観と文化の継承・活性化

北区や西区の都市近郊に広がる農地・里山・集落などにおいて、農業の持続的振興と連携しながら、農村地域のコミュニティの活性化や都市と農村の交流を通じて、美しい農村景観と豊かな実りの環境そのものの保全・充実化を図る。

### ③ 自然環境を阻害しない夜間照明整備

夜間の自然地域景観形成にあたっては、「星空を楽しめる」場づくりをめざし、自然環境を阻害しないために配慮する。

## ■ 景観形成のための対象

### 〈自然緑地景観〉

自然緑地景観の対象は、神戸の緑の骨格を形成する六甲山系や帝釈・丹生山系、及び鎌倉狭、雄岡山・雌岡山周辺など豊かな自然環境が残っているゾーンで、「神戸市緑の基本計画」において設定されている「みどりのゾーン(みどりの聖域)」とする。

### 〈田園集落景観〉

田園集落景観の対象は、西北神地域に広がる農地・集落・里山を中心とし、貴重な田園風景や豊かな自然が残っているゾーンで、「神戸市緑の基本計画」において設定されている「田園のゾーン(人と自然との共生ゾーン)」とする。

## ■ 景観形成のための施策の方向

### 〈自然緑地景観(みどりのゾーン)〉

#### ① 自然緑地の保全

都市の骨格を形成する貴重な緑地は、「みどりの聖域」として一定の行為制限を行うとともに、市民や事業者等と行政の協働により適正な管理を行い、将来にわたる良好な保全に努める。

なお夜間においては、不必要な明るさを抑制する一方で、市街地からの眺望景観を豊かにするために、神戸のシンボルとなるような光の演出を図る。

#### ② 自然環境と調和した余暇施設の整備

ハイキングコースなど、市民が自然環境に接する場としてのレクリエーション機能の整備にあたっては、自然環境と調和した形態・色彩・材料および配置とする。



一方、展望台などでは、眺望を阻害する高くなった樹木の剪定や間伐を行うことも必要である。

③ 防災施設などの景観上の配慮

砂防ダムや鉄塔など、構築物の設置にあたっては、適切な景観上の配慮を促し、自然環境との調和を図る。



茅葺民家の活用（淡河）



農村歌舞伎（谷上）

〈田園集落景観（田園のゾーン）〉

① 茅葺民家の保全・活用

西北神地域に数多く存在する茅葺民家の保全のための支援策を充実させるとともに、その活用事例や方策についての情報提供を行い、現代の要請に応じた活用を推進する。

② 社寺等、歴史的建築物の保全

社寺や農村歌舞伎舞台など、農業・農村の営みを通じて醸成されてきた農村文化の核となる歴史的施設について、地域主体による適切な保全と活用を図る。

③ 農村環境の保全（里づくり）

集落およびこれと一体となった農地やその周辺の自然緑地などについて、地域コミュニティの充実や都市部市民との交流の中で、その景観をいかした保全と活用を図る。

また夜間においては、過剰な明るさを排除し、光害を防止する。

※なお、自然地域景観の形成については、都市緑地法にもとづく「神戸市緑の基本計画」を基礎的な計画と位置づけ、それとの連携を図るものとする。

また、田園集落景観の形成については、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例にもとづく「人と自然との共生ゾーン基本計画」を基礎的な計画として、その分野別計画である「農村景観の保全及び形成の基本計画」を田園集落景観（田園のゾーン）におけるストラクチャプランの役割を担うものと位置づけ、それとの相互補完を図るものとする。

土地利用方針

農村景観の保全及び形成の基本計画  
(農村景観の保全及び形成に知り組む4つの考え方)



# 計 画

## 環境型景観／

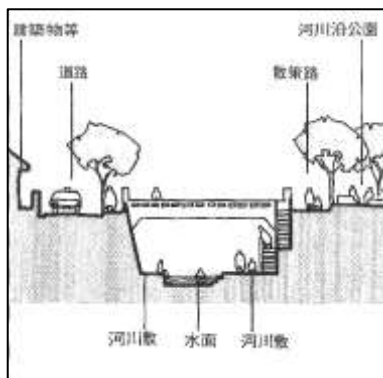
### 2-2-2 都市軸景観

#### (1) 河川軸景観

##### ■ 景観特性

山と海にはさまれた神戸の既成市街地の多くの河川は急こう配の南斜面を流れており、市街地の地形に変化を与えるとともに貴重なオープンスペースとなっている。そして、主に東西方向の道路軸に直行するかたちで流れ、これらと互いに補完しあいながら市街地の骨格を形成している。

河川は今後とも市民が身近に親しめる貴重な空間として、防災面に留意しつつ積極的に活用するとともに、水と緑の都市軸としての定着を一層めざすことが求められる。



河川軸景観の構成



河川軸（都賀川）

##### ■ 基本方針

###### ① 自然とふれあうことのできる河川環境の保全と育成

市民が水に親しむことのできる貴重なオープンスペースとして、防災面にも配慮しつつ、各河川の特質をいかした保全・育成を図る。

###### ② ゆとりある河川空間の実現

将来にわたって担保された空間として河川の積極的利用を図るとともに、これと一体となった開放感のある河川沿い景観をつくりだす。



水と緑のネットワーク

### ③ 昼も夜もわかりやすい都市空間の構成

東西に長い既成市街地内を流れている河川は、南北の都市軸としてまとまりのあるわかりやすい都市空間を構成する上で重要である。そのため、海と山を結ぶ水と緑の軸として、河川沿いの緑地とともに主要道路の街路樹や市街地の公園緑地等とも連携して水と緑のネットワークを形成するとともに、河川域のランドマークをいかす光の演出など、昼と夜で表情を変える空間を形成する。

### ■ 景観形成のための対象

河川軸景観は、市域の河川のうち既成市街地ととりわけ密接に結びついた住吉川、石屋川、都賀川、生田川、新湊川、妙法寺川、福田川の7河川を取りあげ、都市軸の景観形成を図る視点から河川沿いの市街地を含めてその対象とする。

### ■ 景観形成のための施策の方向

#### ① 河川敷と隣接オープンスペースの整備

河川敷に水遊びや憩いの場を積極的に確保し、河川沿いの公園緑地等と一体となった余暇空間を整備する。

また夜間には、河川沿いの緑を生かした連続感のある照明を施すことによって、道路軸とも連携しながら都市軸としての存在と役割を顕在化するとともに、安全なまちの創造にも寄与する。

#### ② 橋梁など工作物における配慮

橋梁や防災施設、夜間照明などについては、それぞれの河川軸景観に調和した適切な形態・色彩・材料に配慮する。特に橋梁については、散策や憩いの場、眺望点、ランドマークとしての役割にも留意する。

#### ③ 沿岸建築物などの景観上の配慮

河川軸の景観形成に大きく影響する河川沿いのまちなみや周辺の大規模建築物等については、開放的な河川環境を形成するための景観上の配慮を促すとともに、照明を伴う屋外広告物を抑制するなど、昼と夜の表情にも気を配る。



有馬川床まつり

# 計 画

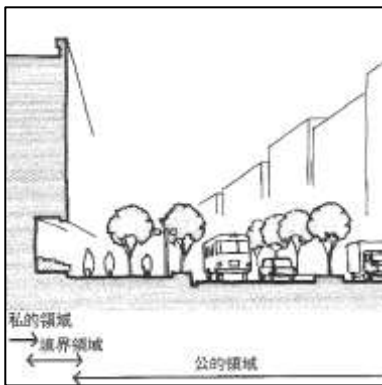
## 環境型景観／都市軸景観／

### (2) 道路軸景観

#### ■ 景観特性

神戸の既成市街地は、海と山にはさまれ東西に帯状に伸びており、土地利用上三層に区分されている。道路軸としては、この三層構造を反映した東西軸とそれらを相互に連絡する南北軸があり、両者の格子状のネットワークが河川軸とも組み合わせあって既成市街地の構成を秩序づけている。一方、西北神地域においても新市街地内の幹線道路、あるいはこれと既成市街地や田園集落を連絡する幹線道路が地域を構成づける上で大きな役割を担っている。

こうした道路軸の景観形成を進めるためには、都市の骨格を形成する都市軸としての性格をより明確にするとともに、快適な歩行者空間を創出することが重要である。そのためには、道路空間と一体となった連続性のあるまちなみの形成を図るとともに、市民の活発で安全な利用を可能とするために、パブリックスペースの充実といった視点からの空間形成が求められる。



道路軸景観の構成



道路軸（山手幹線）

#### ■ 基本方針

##### ① 歩きたくなる道路環境の形成

沿道における地域住民の利便性や快適性の向上をめざすとともに、広く一般歩行者にとっても親しみとゆとりのある道路環境を提供するために、沿道の住民等とも協働してパブリックス

ペースの一層の創出と質的向上を図る。

## ② 連続性と変化のある沿道まちなみの形成

沿道地域の土地利用等に応じた連続性のあるまちなみの形成を誘導する。

一方、大きな交差点ではまちなみや夜間照明に変化をつけることで場所性をより明確にする。

## ③ わかりやすい都市空間の構成

道路軸景観は河川軸景観とともに市街地全体の景観形成に大きな影響を与えるため、沿道地域の性格や道路自体の機能に応じて、個性的で連続性のある道路空間を創造し、わかりやすい都市空間を構成する。



ミュージアムロード



フラワーロード



みどりと彫刻のみち

## ■ 景観形成のための対象

道路軸景観は、市街地の骨格を形成する広域幹線道路や地区の中心となる地区幹線道路を取りあげ、都市軸の景観形成を図る視点から沿道市街地を含めてその対象とする。

そしてこれらのうち以下の3路線を「地域文化軸」と設定し、景観形成上の「重点軸」と位置づける。

### ◇ミュージアムロード

王子公園～県立美術館に至るルートで、周辺には多くの文化施設が集積している。

### ◇フラワーロード

新神戸～三宮駅～ウォーターフロントに至るルートで、神戸都心地域のシンボルロードと位置づけられる花と彫刻で彩られた道である。

### ◇みどりと彫刻のみち

大倉山公園～神戸駅に至るルートで、周辺には文化施設やまとまった緑地が集積している。

## ■ 景観形成のための施策の方向

### ① 道路設備の計画的整備

快適な歩行者空間を創出するため、道路緑化や歩道の拡幅、舗装の改良、ストリートファニチュアの設置など、道路の機能や地区の性格に応じた整備を進める。

なかでも道路植栽や道路照明は道路軸としての連続感を演出するという視点からの計画が最も重要である。それに加え、主要な交差点等では場所性をより感じさせるための工夫を講じる。

### ② パブリックスペース充実のための整備・誘導

地区の性格に応じた道路設備などの整備にあわせ、沿道民間



HAT神戸



山手幹線

敷地の公開化を誘導する一方、オープンカフェやパークレットなど道路上での多様な形の共用を可能とし、パブリックスペースの多面的な利用を推進する。

③ 沿道建築物などの景観上の配慮

連続性と変化のあるまちなみ形成に向け、条件の整った地域では景観形成基準を設定するなど、各路線・各地域にみあった景観誘導を図る。

④ 道路空間における景観阻害要因の除去

屋外広告物の無秩序な掲出規制や、道路標識、電柱架線などの整理統合、あるいは無電柱化の推進等、道路空間における景観阻害要因を除去する。

---

パブリックスペースの多面的な利用

---



# 計 画

## 環境型景観／

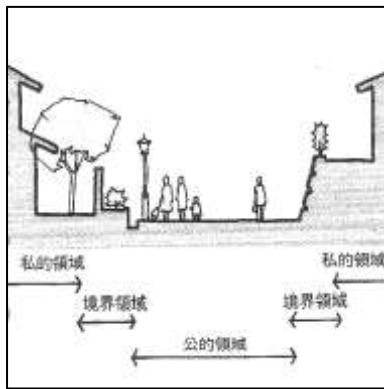
### 2-2-3 市街地地区景観

#### (1) 住宅地景観

##### ■ 景観特性

住機能は住宅環境都市・神戸の最も基幹的な機能であり、市内には環境条件やまちの成立過程により多様な性格の住宅地が形成されている。六甲山の南麓にひらけた既成市街地の山麓部などには戸建住宅を基本とする低密度住宅地が連担し、平坦部では共同住宅が混在する一般住宅地、あるいは店舗や工場と共存する住商工混在地区などがみられる。そして密集市街地ではコミュニティ形成の視点から路地空間を再評価する傾向もある。一方、西北神地域の計画的市街地には自然に囲まれた新しい住宅地が展開しているし、ポートアイランドや六甲アイランドには海上都市での計画的住宅地も形成されている。

住宅地は市民生活の基盤であるだけでなく、豊かなコミュニティと生活文化育成の場でもあり、その景観形成にあたっては環境の安全性や快適性の確保に努めるとともに、地域の個性をいかした生活空間の構築が重要である。さらに今後は、人口減少社会、少子高齢化社会において、居住、家族、生活スタイルの変化に対応した住宅地像をベースにした住宅地景観を模索していくことが求められる。



住宅地景観の構成



山麓住宅地



一般住宅地



住工混在地



計画的開発団地



海上都市

## ■基本方針

### ① 住宅地の個性の保全と改善・育成

住宅地としての性格や地形的特色、あるいは独自の歴史的環境など、それぞれの地域がもつ個性を大切にし、その景観形成に反映させていく。

### ② 景観資源の保全・育成

既成市街地山麓部などでは、まちなみのスケール感や緑多い環境など、山を背景とした落ち着いた風致のある住宅地としての風致を維持し、坂のまち・神戸を際立たせる。

### ③ バランスのとれたまちなみ形成

一般的な市街地住宅地では戸建住宅や共同住宅など、さまざまな形態の住宅が混在しており、これらの地区では建物のボリューム感や色使い等、調和のとれたまちなみを形づくるとともに、緑化の推進等、うるおいある環境を形成する。

### ④ 混在する他機能と融和するまちなみの形成

各鉄道駅の周辺や既成市街地西部平坦部などには、商業や工業等、他機能と住宅が混在する地区も多く、これら住商工混在地では、住機能が他機能を機能的・景観的に分断・拡散させることなく、これらと一体となった活気あるまちなみの形成を図る。

### ⑤ 計画的住宅地での成熟したまちなみの形成

西北神や海上都市などに開発された計画的住宅地では、当初計画で表現されている景観特性を保全することを原則とする。また、開発から時間を経た住宅地では、住い手や生活スタイルの変化に応じた適正な管理と改修などにより、まちなみの熟成をめざす。

### ⑥ 住宅地としての文化環境の形成

住宅地の多くは、その形成とともに育まれてきた伝統的な生活文化や行事を保持しており、それが地区の景観にさまざまな形で表現されている。そうした伝統的な文化環境の保全に努めるとともに、コミュニティや生活様式の移り変わり等、時代変化に対応した新たな文化環境を積極的に育成し、いきいきとした生活景を形づくる。

## ■ 景観形成のための対象

住宅地景観の対象としては市域内の市街化区域の中で、他の景観類型に設定されている主に商業地や工業地を除き、ほぼ全域とする。

そしてこれらのうち、既成市街地が六甲山系みどりのゾーンと連続する位置にある「山麓住宅地」は、とりわけ“坂のまち・神戸”の特質を顕著に表している地区であることから「重点エリア」と位



置く。

## ■ 景観形成のための施策の方向

### ① まちの将来像の共有と、建築物などの規制・誘導

各々の地区の個性豊かな景観資源を保全・育成し、地区イメージを継承・改善・顕在化していくために、地域のまちづくり組織等の主体的な活動と連携しながら、まちの将来像を地区内関係者が共有するとともに、建築物などに対する自主的な規制誘導を推進する。

なかでも計画的住宅地では、当初計画のまちのイメージの継承を図るとともに、時代の変化や住まい手の世代交代を受け、ゆるやかにまちが変化していけるような仕組みづくりを進める。

### ② 固有の環境をいかす仕組みづくり

山麓住宅地では、各々の地区の住宅の規模と境界領域に特に注目し、その景観形成を総合的に進める。その際、斜面住宅地の特性である見下ろし景を重視するとともに、石垣やよう壁、階段、緑、さらにはまちのランドマークなど、その構成要素を十分にいかせる仕組みを構築する。

### ③ 市街地住宅の景観上の配慮

市街地住宅地では、特に規模の大きな中高層住宅については、そのボリューム感を減じる工夫を講じて周囲の建物との調和を図るとともに、境界領域における空地の確保や積極的な緑化等によりうるおいある環境づくりに寄与する。

また個々の住宅においては、形態や色彩への配慮、設備の配置、緑化などにより特に通りに面する表情づくりに努め、生活景を演出する。

夜間においては、境界領域と歩道空間に着目した照明の整備や、まちかどの緑などへの景観照明、落ち着いた色温度の推奨により、地域の都市魅力を創造する。

### ④ 文化環境の保全・育成

住宅地における文化環境を形成するために、伝統行事をはじめとする地域の文化的活動の展開を支援する。

### ⑤ 景観阻害要因の除去

住宅地の風致を乱すような建築行為や無秩序な住宅開発を防ぐとともに、放置された空家の除却や空地の適正な管理を図り、景観阻害要因の除去に努める。

また、照明による不快グレアや照明を伴う屋外広告物の抑制に努める。



住宅地の路地空間



市街地の集合住宅



だんじり

# 計 画

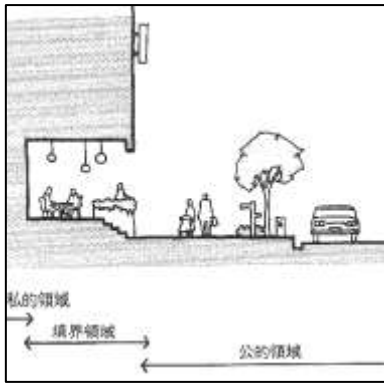
## 環境型景観／市街地地区景観／

### (2) 商業業務地景観

#### ■ 景観特性

神戸市域には都心である三宮・元町周辺から身近な近隣商店街までさまざまな性格の商業業務地がある。いずれも多様な施設が立地することで物と情報が集積し、人々が交流する場であり、にぎわいある景観を形成している。都心地区では、開港以来の外国との交流の窓口としての歴史をもった重厚な業務地や洗練された小売店舗が集まり、国際色豊かな神戸を代表するまちなみがみられるし、近隣商店街や市場は市民の日常生活の中心として古くから親しまれてきた。

商業業務地では、多様な主体によるさまざまな都市活動を誘発する一方で、各地区の拠点として、それぞれの特性をいかした一体感のある都市空間を形成し、交流空間としての設えを整えることが求められる。



商業業務地景観の構成

#### ■ 基本方針

##### ① 地域の特性を表出する交流拠点景観の形成

都市や地域の顔として、地区の性格や歴史的経緯をいかした個性あるまちなみの形成をめざし、多様で活気ある交流拠点空間を創造・維持する。

##### ② まちのさまざまな個性が混ざりあい、全体としての魅力を高める都心景観の形成

三宮や元町を中心とする都心地域にはさまざまな性格の「まち」が存在し、各々の個性が融合することによって都心全体の魅力を形づくっている。今後ともこれら個々の性格を大切にし、これに裏打ちされた活気と秩序あるまちなみ景観を形成する。

とりわけ神戸の玄関口ともいえる三宮駅前では、各まちへの導入部として、全体として神戸らしさを感じられるような一体感のあるまちなみ形成を図る。

##### ③ コミュニティの中心としてのまちなみの魅力化

近隣商店街など、市民が日常的に利用する場では、コミュニティの中心としての機能の再編を進めるとともに、市民自らが作りあげる親しみあるまちなみ景観の形成をめざす。



三宮センター街



東山商店街



三ノ宮南

## ■ 景観形成のための対象

商業業務地景観の対象としては、商業地域や近隣商業地域を中心とするが、交流拠点としての性格がとりわけ顕著な以下の地区を「重点エリア」と位置づける。

(都心) 三宮・元町

(地域拠点) 住吉・御影、六甲道、新神戸、神戸、湊川・新開地、板宿・新長田、岡本、六甲アイランド、ポートアイランド、ポートアイランドⅡ期、岡場、鈴蘭台、名谷、垂水、舞子、学園都市、西神中央

## ■ 景観形成のための施策の方向

### ① 建築物などの景観上の配慮

まちなみの連続性や統一感を形づくるために、景観形成基準を設定するなど、各地区の個性にみあった景観誘導を図る。

このとき、建物低層部における店舗立地の誘導など、交流拠点としてのにぎわい形成にも取り組む。

### ② 歩行者空間の整備とパブリックスペースの充実、デザインの連続性の確保

案内板、サイン、街路照明、ベンチなどのストリートファニチュアの計画的な配置に加え、沿道民間敷地の公開化の誘導とともに、道路上での多様な形態の共用を可能とするなど、パブリックスペースの多面的な利用を推進する。その際、パブリックスペースにおける各種設えのデザインの相互調整を図る。

また、とりわけ都心地域では、人のための空間拡大を図るとともに、路面舗装の連続性やわかりやすいサイン計画、ランドマークの計画的配置、効果的な緑化・飾花等、人々の回遊性と滞留性を高めることを重視する。

### ③ 夜間のにぎわいの演出

まちなみを特徴づける建物などへの適切な景観照明や、光をいかした季節感の演出等、夜間の都市魅力を演出することによって一層のにぎわいを誘発する。

### ④ 景観阻害要因の除去

無秩序な屋外広告物の掲出や、過度の夜間照明等、地域の景観特性を阻害する要因を除去する。



夜の賑わい(南京町)

# 計 画

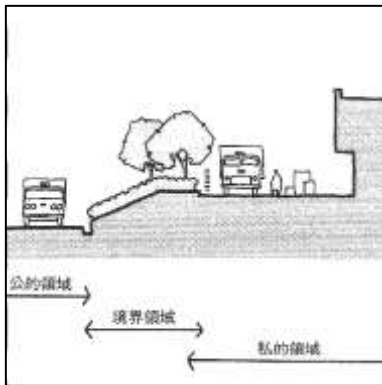
## 環境型景観／市街地地区景観／

### (3) 工業地景観

#### ■ 景観特性

神戸市域の工業地は、大規模な生産施設や運輸・流通施設が立地する臨海部、豊かな緑に囲まれた内陸部の工業団地、中小工場と関連企業等が分布する住工混在地区など、地域によって状況は多様であり、また臨海部では大規模な土地利用転換が進められようとしているエリアも多い。

大規模工業地については、職場環境としてのゆとりや快適性といった点に配慮するとともに、周辺環境と調和のとれた景観形成を進めることが大切であり、住工混在地区については、居住環境の改善を進める中で、これと一体となって地域の特性に応じた景観形成を図ることが求められる。



工業地景観の構成



臨海部の工業地

#### ■ 基本方針

##### ① 神戸らしい臨海部大規模敷地の景観的再編

臨海部では、その特徴や立地条件をいかし、活力と魅力のある市街地景観を育成するとともに、海や山から眺望されるという観点からの景観整備を進める。

##### ② 工業施設群と周辺環境の調和した空間構成

内陸部の工業団地などでは、秩序ある工業施設群の形成を図るとともに、オープンスペースなどの緑化を積極的に進め、工

業施設群と周辺地区との景観的調和をめざす。

### ③ 住工混在地での居住環境整備と一体となった景観整備

住工混在地においては、工業施設だけではなく居住施設や居住環境と共存・一体化し、地区特性をいかした景観整備をめざす。

## ■ 景観形成のための対象

工業地景観の対象としては、工業専用地域、工業地域、準工業地域とする。すなわち、東部埋立地、西部埋立地、東川崎、和田岬や兵庫運河周辺、駒ヶ林南、西神インダストリアルパークをはじめとする工業団地、六甲アイランドやポートアイランドあるいは神戸空港島の産業基盤用地、さらには長田区平坦市街地部を中心とし住宅とも混在する地場産業集積地などとする。

そしてこれらのうち、神戸の産業基盤を築いてきた「臨海工業地」と「地場産業集積地」を重点エリアと位置づける。



臨海工業地

## ■ 景観形成のための施策の方向

### ① 周辺環境と調和した建築物と空間構成

工場施設などの形態・色彩・材料および配置に工夫し、周辺環境と調和した空間構成を誘導する。

### ② オープンスペースの確保と緑化の推進

境界領域を中心に緑化を促進するのをはじめ、敷地周辺に十分な緩衝緑地を確保する。

### ③ 水際環境の整備

臨海部の工業地では、運河や水路などの環境整備を進めるとともに、工業地の中のオープンスペースをウォーターフロント緑地に結びつけることにより、快適な水際環境を整備する。

### ④ 眺望景観への配慮

工業地では大規模な敷地や施設が多く、海や山からの眺望景観に大きな影響を与えることから、眺望の対象として配慮する。

### ⑤ 夜間景観形成の重視

大規模な敷地であることから、夜間景観においてもこれを構成する大きな要素となる。地区特性や工業機能などを夜間にも表現し、神戸の夜間景観を演出する。

### ⑥ 地場産業の維持とまちなみ形成

神戸らしい工業地を維持する上で、伝統的な地場産業は重要な位置を占める。建物の形態や配置について住宅を含む周辺まちなみとの連続性を確保したり、小規模であってもできるだけ美緑花を因るなど、働く場としての環境向上とともに居住機能とも融合した景観形成を推進する。



工業団地（サイエンスパーク）



準工業地



シューズプラザ

# 計 画

## 環境型景観／市街地地区景観／

### (4) ウォーターフロント景観

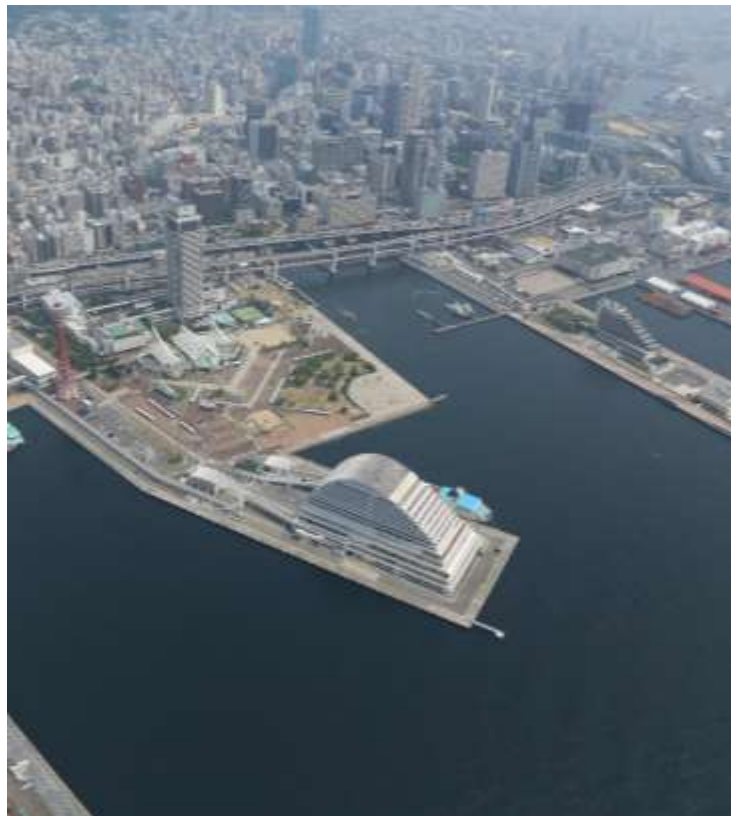
#### ■ 景観特性

海は山とともに神戸らしさを表現する大きな要素で、まちは海と共に栄えてきたといえる。かつて大輪田の泊は外国に接触する数少ない港であったし、外国人居留地は明治期以降の国際文化流入の拠点であった。そして現在、まちが海に接するウォーターフロントはさまざまな様相をみせ、港湾流通機能に特化しているところもある一方で、市民に開放されたところも多く、須磨海岸をはじめとする自然海浜からメリケンパークやしおさい公園などの人工海浜まで多彩である。また都心部を中心に工業流通用地が商業業務地や住宅地への大規模な土地利用転換が進行しつつあり、市民生活に溶け込んだ港づくりが一層進められようとしている。

今後、港湾流通機能のさらなる効率化を図る一方で、市民や来訪者に憩いをもたらす場として、ウォーターフロントの性格に応じた親みのある空間づくりが求められる。



須磨海岸



都心ウォーターフロント

## ■基本方針

### ① 神戸の玄関にふさわしい港の魅力の育成

神戸らしさを代表する港のイメージをより明確にうちたて、さらに活気ある港湾地の形成をめざす。

### ② 歴史環境の保全と活用

明治期以降に築かれた港湾とその関連施設や兵庫運河などは、わが国近代化の産業遺産ともいえるもので、これらを今後のまちづくりの核として保全・活用する。

### ③ 市民に親しまれる空間の形成

港湾機能との調和を図りながら、土地利用転換を含め、市民が気軽に海に接することができるくつろぎの場を積極的にうみだす。

### ④ 自然環境の保全と活用

古くから白砂青松の景勝地として名高い須磨～舞子海岸は、大都市内の自然としても貴重で、これを保全・活用するとともに、この風致をもちたてるという視点から周辺市街地の景観形成を図る。

### ⑤ 地域の個性をいかした夜間景観の形成

ウォーターフロントのそれぞれの性格に応じた夜間の都市魅力を創造する。とりわけ市民に開放された港や海浜では、海に親しみを感じる夜間景観づくりをめざす。



都心ウォーターフロント



舞子海岸



兵庫運河

## ■景観形成のための対象

対象としては、全長 60km におよぶ神戸ウォーターフロントとするが、この中でとりわけ市民に開放された空間形成をめざす地区を「重点エリア」と位置づける。

◇自然海浜系：須磨、塩屋、舞子

◇人工海浜系：都心ウォーターフロント、しおさい公園、空港島西公園、サンシャインワフ、六甲アイランド マリンパーク、平磯、マリニピア神戸

◇漁港：長田漁港、垂水漁港

◇運河：兵庫運河、新川運河、荻藻運河

## ■景観形成のための施策の方向

### ① オープンスペースの確保

水辺のプロムナードをはじめ、オープンスペースをできるだけ確保し、積極的に緑化を推進することによって、ウォーターフロントの空間にうおいとやすらぎをもたらせる。

### ② 海への眺望の確保

隣接する道路や公園・広場等、多くの人が利用する公共的

間からの海への眺望を損なわないよう、建築物等の規模、形態、高さ等に留意する。

③ 海へいざなう空間づくり

海に至る主要部分では、海へのエントランス空間として、海へのいざないを感じさせる街角景観を誘発・形成する。

④ 建築物等の背景となる自然特性への配慮

建築物等の計画にあたっては、海や山等、背景となる自然景観を損なわないよう、形態、色彩、材料、配置などに配慮する。

⑤ 夜間景観への配慮

各地区の特性にみあう夜間景観を計画するとともに、海からも見られることに配慮する。

また、効果的な景観照明を配し、夜間の賑わいを演出するとともに、夜間のランドマークとなる施設の照明演出を育成する。

⑥ 既存景観資源への配慮

みなと神戸を象徴するような建造物や歴史的資源など地区固有の景観資源を保全・顕彰するなど、市街地景観に親しみと奥行をもたらせる。

⑦ 防災施設などの景観上の配慮

防波堤、護岸などの設置にあたっては、各地区の特性にみあった適切な景観上の配慮を促す。

都心ウォーターフロントの景観形成方針





# 計 画

## 環境型景観／市街地地区景観／

### (5) 歴史的地区景観

#### ■ 景観特性

市内のどのまちにも長い歴史があり、都市活動や都市生活の長い積み重ねの中で各々の個性が育まれてきた。一定の様式をもつ建築物がまちなみを形成している地区や歴史的建築物や遺跡、史跡がランドマークとして親しまれている地区など、多様である。そして、これらの個性が互いを磨きあい、協調しあるいは違いを際立たせることによって、全体としての“神戸らしさ”を形づくっている。

優れた都市景観の形成を図っていくためには、今後とも各まちが保有する固有性を大切にし、市民共有の財産としてこれを継承・発展させていくことが求められる。

#### ■ 基本方針

##### ① 時代を経て蓄積されてきたまちなみ景観の継承・育成

まちの形成時期やその過程によって、建築物等の様式やまち割りなど、個々のまちなみが形づくられている。今後とも各まちが保有する固有性を大切にし、市民共有の財産として互いに顕彰し、これを継承・発展させていく。

##### ② 歴史的景観資源の保全・継承と活用

これまでのまちの営みの中で、さまざまな歴史的景観資源が形づくられ蓄積されている。これらを保全し、後世に継承していくことは、まちの個性を目に見えるかたちで表現する上で重要である。

またこうした歴史的景観資源を、まちの活性化にあたっての核として活用していく。

##### ③ まち固有の文化の継承・発展

伝統的なまちなみや史跡など歴史的な“もの”だけでなく、固有の文化や行事など各々のまちが育み展開してきた“こと”を引き継ぎ、時代にみあった形に発展させる。

#### ■ 景観形成のための対象

どのまちにも歴史があり、時間の経緯の中で固有の文化や景観を形づくっている。ここでは、それら歴史的要素が比較的顕著で、一

定のまとまりを形成している住吉山手、酒造地域、旧居留地、北野・山本、兵庫津、須磨・塩屋、有馬の7地区を対象とする。

#### ◇住吉・御影山手



住吉から御影にかけての山手一帯で、神戸を代表する山麓住宅地である。

明治7年官営鉄道（現JR）が大阪・神戸間で開業され、同年住吉駅も設けられる。そして明治30年代中頃から、大阪市内の居住環境が悪化したことに伴い、大阪の富商の人々が郊外への移住を志向し、この辺りの千坪を超える大規模な土地に邸宅を建て始める。その後、大正9年に阪神急行電鉄（現阪急電鉄）が敷設されて御影駅が設けられたことも追い風となって、この流れは昭和初期にまで及び、住宅都市・神戸のイメージを形づくる礎ともなった地区である。現在も低密度で上質な住宅が集積し、その敷際には御影石を使った石垣や階段、あるいは手入れされた生垣などが続き、斜面住宅地の良好なまちなみを維持している。

#### ◇酒造地域



灘区から東灘区にまたがる臨海部に位置し、いわゆる灘五郷のうち神戸市内の西郷、御影郷、魚崎郷で構成される。

この地に酒造業が成立するのは18世紀初頭の享保年間といわれ、阪神・淡路大震災直前には約50棟の古酒蔵とよばれる木造やレンガ造の酒造施設が建ち並ぶ特徴的なまちなみを形成していた。震災により古酒蔵は壊滅的な被害を受け、多くはコンクリート造等の近代蔵に建替えられたものの、古くからの我が国有数の酒造地域としての地位を今も保っている。

#### ◇旧居留地



都心部の三宮駅と元町駅の海寄りに位置する約22haの区域である。

明治元年、日本はそれまでの鎖国政策を破り他の4港とともに兵庫を開港するが、その際、外国人の居住や営業活動を認める外国人居留地を整備する。126に区画された敷地には外国商館が建ち並び、街灯や下水道なども整えられていた。明治32年に居留地制度は解消されるが、その後もこの地は神戸の中核業務地として発展を続ける。そして現在でも、街路形態や敷地割は当時とほとんど変わらず、大正から昭和初期に建てられた近代洋風建築で地区内に現存するものもあり、この街がもつ重厚な雰囲気の中で、洗練された路面店が進出するなど、近年では新しい性格のショッピングゾーンとしての性格も定着している。

### ◇北野・山本



中央区の山手に形成された明治期からの異人館街である。

明治元年、兵庫開港に伴って神戸外国人居留地が設けられるが、その整備が遅れ、山手一带に外国人と日本人が混ざり合っ住むことを認める「雑居地」が指定された。この地の歴史もここに始まる。多くの外国人は働く場としての居留地に対し、住む場として山手一带を好み、多数の異人館とよばれる洋風住宅が建てられた。その後、第二次世界大戦時の空襲によって一带は焼け野原となるが、幸いにも北野町と山本通の一部は焼け残り、現在も約 50 棟の異人館が残されている。外国人との交流の中で、国際文化が融合するエキゾチックな雰囲気を今に引き継いでいる。

### ◇兵庫津



現在の J R 兵庫駅の東南部で、新川運河を含む一帯である。

この辺りは古くからの兵庫の中心であり、兵庫の港が大輪田の泊と呼ばれていた奈良時代から良好な港をもっており、江戸時代には朝鮮通信使が上陸した地としても知られる。天正 9 年 (1581) には池田信輝が兵庫城を築き、周辺に城下町が形成された。これが近世の兵庫の町の出発で、西国街道の宿駅がおかれるなどにぎわいをもたらせ、江戸末期には 2 万人もの人口があったとされる。明治期にはいっても、最初の兵庫県庁が兵庫城の跡におかれるなど繁栄は続くが、第二次世界大戦時の空襲により壊滅的な打撃を受ける。そして戦後、戦災復興土地区画整理がほぼ全域において実施され、まちは大きく変わることになる。しかし今も、社寺が多く分布している他、各時代の歴史的な史跡が随所にみられる。

### ◇須磨・塩屋



須磨区と垂水区にまたがる海と山が近接した地域で、海を臨む高台に形成された住宅地である。

明治後期に、神戸に居を構えた大阪の財界人や地元の名士たちが、前面に淡路島を望み古来景勝地として知られる風光明媚なこの地に別邸や大規模な邸宅を建てはじめた。須磨では大正 3 年に武庫離宮 (現 須磨離宮公園) が造営され、また昭和初期に塩屋では外国人の手によって宅地開発が行われ (ジェームス山) 西の異人館街と呼ばれるなど、居住層も広がり、東の住吉山手や北野・山本地区と並ぶ高級住宅地として位置づけられた。海沿いでありながら山が迫る地形の中に点在する洋館が望見される景観は海岸の風景とも相まって海と山に囲まれた神戸らしい地域のひとつである。



### ◇有馬

六甲山の北側、標高 350~500m に位置する山峡の温泉地である。大国主命が発見したといわれる古湯で、天正 13 年 (1585) に豊

臣秀吉が大火などで壊れていた温泉場を復興させたと伝えられ、江戸時代には有馬千軒と呼ばれるほどに栄えた。現在でも、細街路沿いに和風の家並みが続く温泉街の風情を残しており、社寺等の歴史的資源も多い。

### ■ 景観形成のための施策の方向

#### ① 歴史的建造物等の景観資源の保存・活用

区域内における歴史的建造物等を保存し、地域の景観形成のために活用する。

#### ② 建築物等の地区特性への景観的配慮

伝統的なまちなみを継承・発展させるために、景観形成基準を設けるなど、各地区固有の景観誘導を図る。

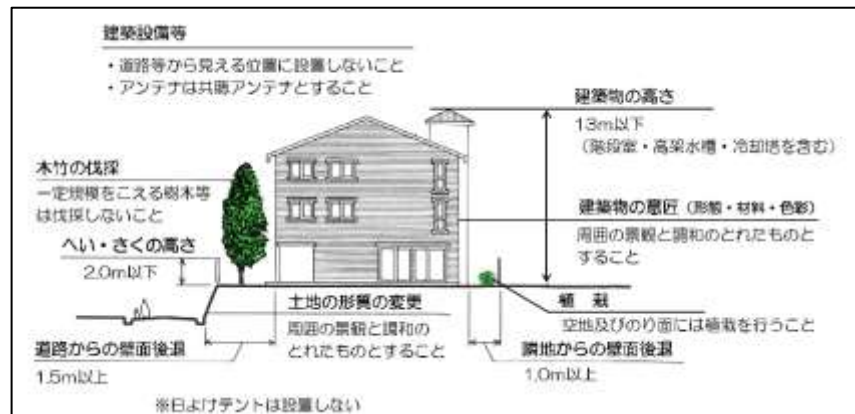
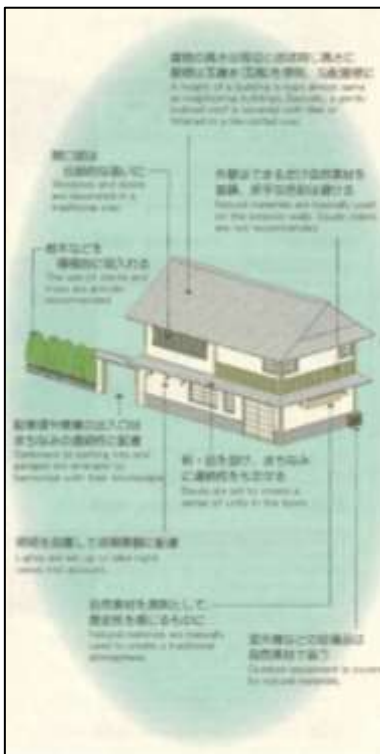
#### ③ 地区特性に配慮した公共空間の修景

伝統的景観の個性と魅力を一層際立たせるために、道路をはじめとする公共空間の整備にあたっては、歩車空間の関係や舗装材、街路樹、ストリートファニチュア、案内サイン等の意匠について、各地区固有の風致に配慮する。

その際、来訪者にとってもまちの歴史的特性や地理をわかりやすくするという視点も必要である。

#### ④ 歴史的風致を損なわない夜間景観の形成

とりわけ歴史的地区においては、過度の明りを抑制し、歴史的なまちなみにふさわしい色温度の統一、場所性を表出するような照明を設置するなど、歴史的風致をいかし、損なわない景観的演出を図る。



北野町山本通景観計画区域  
(規制又は措置の基準として必要な制限)

有馬地区  
<景観形成市民協定>

# 計 画

## 環境型景観／市街地地区景観／

### (6) 駅前空間景観

#### ■ 景観特性

市内にはいくつもの鉄道駅が点在する。複数の鉄道路線が交差し交通拠点ともいえる三宮駅がある一方で、山間部の乗降客の少ない駅まで、その性格はさまざまであるが、いずれの駅も各地区の玄関であり、これを核とする駅前空間はまちの顔ともいえる場である。

駅前空間の景観形成にあたっては、市民の日常生活の一つの中心として、各まちの個性を表現し象徴するような場の創出が求められる。



三宮駅前

#### ■ 基本方針

##### ① 個性的で秩序あるにぎわい拠点空間の創出

まちの玄関口として、歩行者空間として安全性を確保するとともに、各々の地域らしさを表現し、来街者にとってもまちの個性が体感できる拠点空間を創出する。

##### ② 駅と一体となった周辺街区の景観形成

駅舎や駅前広場と一体となった周辺街区の景観を形成することによって、各地区の中心としての高質化、個性化を図る。

## ■ 景観形成のための対象

市内鉄道駅を中心とし、駅前地区と認識できるエリアを対象とするが、その広がりや駅の性格に応じてさまざまである。

## ■ 景観形成のための施策の方向

### ① 駅舎や駅前広場の特徴的修景

駅舎や駅前広場の整備にあたっては、周辺地区の性格を表現する意匠とすることに努め、案内サイン等についても地域の特性に応じたデザインをめざす。また、夜間においても駅前空間を印象づける照明計画とする。

### ② 駅周辺の建築物等の修景

駅周辺の建築物等は、駅舎やプラットホームへの正面性を保持し駅前空間の景観的閉塞化を防ぐとともに、隣接建築物等との連続性に配慮した配置・形態・意匠とし、駅前空間の秩序ある個性化の一翼を担う。

### ③ 快適な歩行者空間の創出

三宮クロススクエアなど、とりわけ都心地域においては建物内部のにぎわいが公共空間からもみえる開放的なデザインにするなど、パブリックスペースの多面的な利用を積極的に推進する。また、案内板、サイン、街路照明、ベンチなどのストリートファニチュア等の計画的な配置とデザインの相互調整に加え、路面舗装の連続性やランドマークの計画的配置、効果的な緑化・飾花等、人々の回遊と滞留を誘発するための仕掛けづくりを進める。



新長田駅前



摂津本山駅前



西神中央駅前



### ④ 景観阻害要因の除去

屋外広告物の無秩序な掲出規制や、夜間においてまちの雰囲気になじまない明りの抑制や色温度の統一、あるいは不法駐輪対策など、駅前空間における景観阻害要因を除去する。

# 計 画

## 環境型景観／市街地地区景観／

### (7) 公園緑地景観

#### ■ 景観特性

シンボルとなる公園緑地と、大学キャンパス等の大規模オープンスペースは、市街地の中に緑を取りこむ優れた景観資源であり、周辺環境と一帯となった都市景観を形成している。王子公園や須磨離宮公園などの都市公園は、市民の身近なレクリエーション空間として親しまれているとともに、その地域における景観形成の核となっているし、大学キャンパスや社寺境内など、周辺と一体となって独自の緑地環境を形成している地域も少なくない。

公園緑地景観は、こうした市街地内のまとまったオープンスペースを中心とした緑地環境と、市民が親しむ憩いの場、コミュニティの場としての環境を取りあげるもので、その景観形成を進めるにあたっては、緑の核としての性格を一層強めるとともに、周辺地区との有機的なつながりが求められる。



東遊園地



深田池公園



神戸大学



須磨寺

## ※<sup>6</sup> 文化環境保存区域

「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」にもとづいて、文化財・文化に関する施設等を取り巻く文化環境を保存するため必要な区域を指定するもので、建築物等の新・増・改築時や土地の形質の変更等に当たっては教育委員会に届出の義務がある。2020年現在、次の9地区が指定されている。

白鶴美術館、徳光院、石峯寺、無動寺・若王子神社、六條八幡神社、福祥寺、太山寺、如意寺、性海寺、及び各その周辺



木陰のピクニック



市民による植樹活動



ファーマーズマーケット

## ■基本方針

### ① オープンスペースの保全と育成・活用

公園緑地等の規模の大きなオープンスペースは、その保全と育成を図るとともに、市民が親しむ憩いの場としての活用に努める。

### ② 周辺市街地と一体となった景観形成

公園緑地等が周辺の市街地と景観的に断絶することなく、これを核として総体的にゆとりある都市空間を形成する。

## ■ 景観形成のための対象

公園緑地景観の対象としては、まちの中心となるような公園の他に、大学キャンパス、文化環境保存区域※<sup>6</sup>など、市街地内のまとまったオープンスペース環境を核として周辺と一体となった緑豊かな環境を形成している地区とする。

## ■ 景観形成のための施策の方向

### ① オープンスペースの拡充整備と緑化の推進

既存の公園緑地等を保全するとともに、市街地に緑のオープンスペースを積極的に確保し、緑化を推進する。また、大学キャンパスや社寺境内など大規模オープンスペースは公園緑地景観の核として位置づけ、それらの管理主体とも連携しながら、整備を進める。

さらに夜間の都市魅力向上のため、花と緑を夜間にも楽しめる公園緑地景観の実現をめざす。

### ② 周辺市街地における建築物などの景観上の配慮

公園緑地等に面する市街地では、建築物等について核となるオープンスペースからの視線に留意するとともに、オープンスペース機能を補完する形態、色彩、意匠、夜間照明とする。

### ③ 市民、事業者による公園緑地等の活用と維持管理の促進

公園緑地等の多面的活用を図るために、その維持管理などマネジメントに、それぞれの管理主体と調整・役割分担し、市民や市民団体あるいは事業者が参加するための仕組み（パークマネジメント）を拡充整備する。



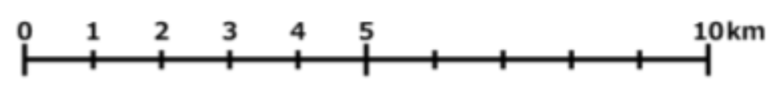
神戸市都市景観形成基本計画 総括図1 (眺望型景観)

環境型景観	自然緑地 (みどりのゾーン)	
	田園集落 (田園のゾーン)	
都市軸	河川軸	
	道路軸 地域文化軸	

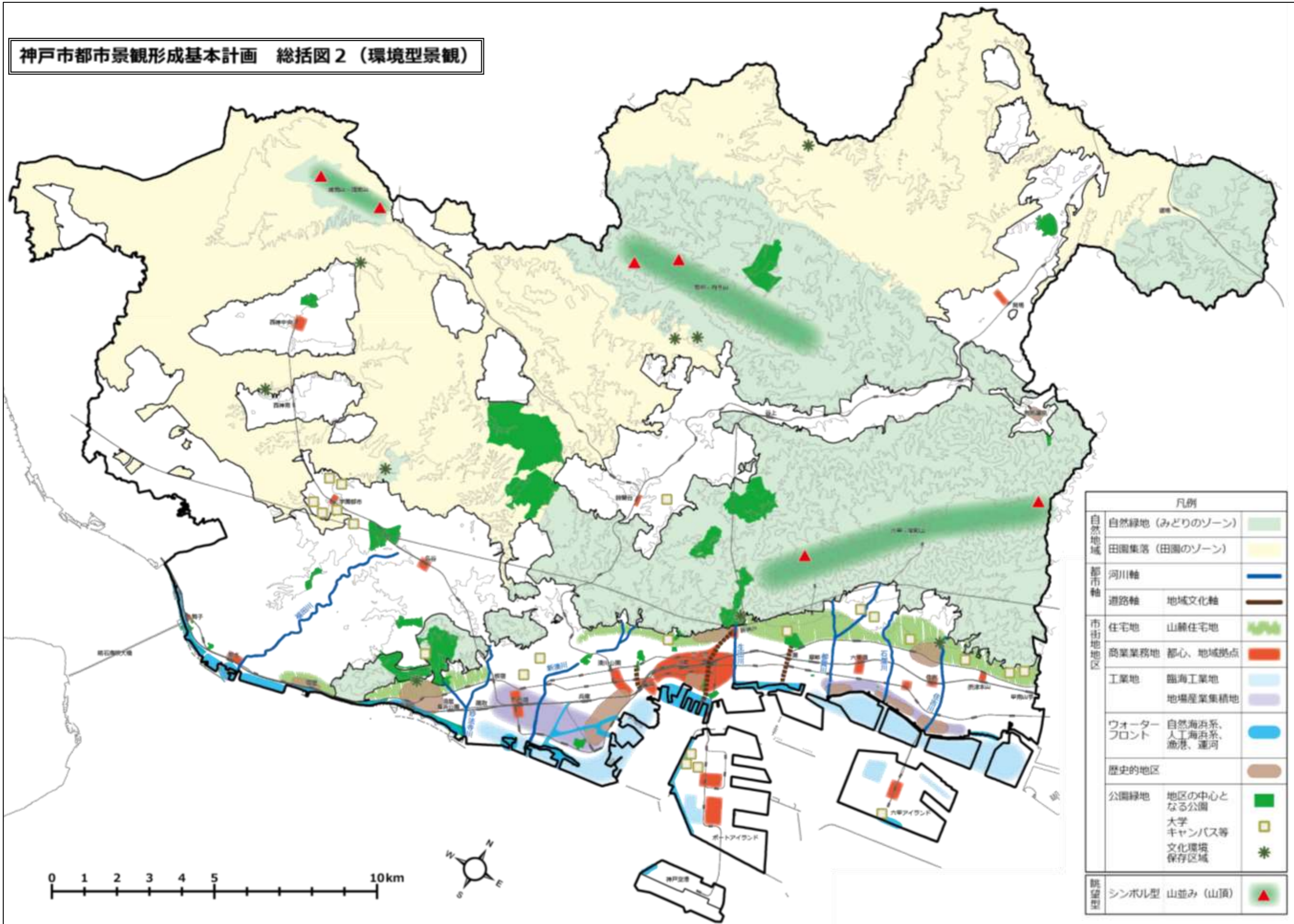
凡例	
見晴らし型	
見通し型	
シンボル型	

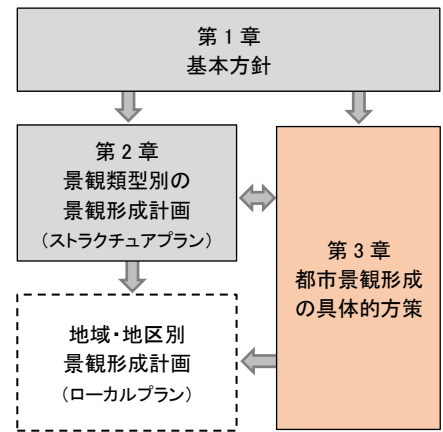
  

01 伊久良神社	02 白旗原の里(山麓リボンの道)	51 六甲・摩訶山	
04 六甲アイランド公園	03 住吉町(石川)	52 市野山	
07 六甲アイランドパーク	05 六甲アイランド・リバーモール	53 御山	
08 六甲アイランド(六甲ケーブル山上駅)	06 御影公園(石川)	54 御影大橋	
11 舞丸山公園	09 御影公園(石川)	55 御影第一ターミナル	
12 御影台	10 高崎山	56 御影市役所1号館	
13 御影中央パーク・展望プラザ	15 新御影駅	57 高崎山	
14 御影中央パークウェイ	18 フラワーロード	58 御影山	
16 御影中央パーク3号館	24 元町通り(元町)	59 明石海峡大橋	
17 御影中央パーク2号館	26 元町通り(元町)	60 五色山	
19 御影中央パーク1号館	36 御影公園	61 五色山・御影山	
20 ボーイズの森公園	37 御影公園	62 赤松・丹生山	
21 ボーイズの森公園			
22 御影公園			
23 北野子神社			
25 御影中央ターミナル			
26 中央公園ターミナル			
27 御影中央ターミナル			
28 ビーナスプラス(ビーナスブリッジ)			
29 モザイク			
30 水産物市場(山麓リボンの道)			
31 山下山公園			
32 光山公園			
33 光山公園			
34 磯崎森林公園			
35 高崎山			
38 高崎山公園			
39 おら山(高崎山)			
40 高崎山公園(高崎山)			
41 高崎山公園(高崎山)			
42 高崎山公園(高崎山)			
43 高崎山公園(高崎山)			
44 五色山公園			
45 アンニル園子			
46 園子			
47 園子			
48 園子			
49 園子			
50 園子			



神戸市都市景観形成基本計画 総括図2 (環境型景観)





## 第3章 都市景観形成の具体化方策

---

# 運用

## 3-1 地域・地区別の景観形成の推進

### 3-1-1 地域・地区別景観形成計画 (ローカルプラン)の策定

景観類型別の景観形成計画(ストラクチュアプラン)をもとに個々の地域・地区における景観形成計画(ローカルプラン)を策定し、景観形成の具体化を進める。

具体化にあたっては、景観法と都市景観条例とを適切に運用することを基本的な枠組みとして捉えた上で、景観法にもとづく「景観計画<sup>※7</sup>」をローカルプランの骨子とすることとし、その策定方針を次に示す。

まず景観計画区域については、昭和61年から「景観形成指定建築物等届出制度」を市全域で実施していることをふまえ、市全域に設定することを基本とする。

その上で、ストラクチュアプランの類型(環境型・眺望型)に応じて設定される地域・地区を景観計画区域内の重点地域として位置づける。その際、面的に広がる地域とともに、環境型類型で特徴づけている河川軸や道路軸といった線的な区域、駅前空間などの点的な地区に対応した地域設定を行うことで、景観特性に応じた多様な展開を図る。

なお、地域類型ごとにさらに“都市の顔”として設定される重点エリアや眺望景観形成地域などについては重複して設定し、それぞれに係る基準等を重ね合わせることにより、より多面的に景観形成を図るものとする。

次に景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針については、重点地域ごとに次に例示する項目を盛り込むことで、景観形成の具体的な方向性を明示する。

- ・地域の景観特性と課題
- ・地域景観の目標像と景観形成の基本的な考え方
- ・都市景観資源の設定
- ・建築物等の誘導方針
- ・公共施設等の景観整備方針

この方針にもとづいて、「良好な景観の形成のための行為の制限

#### ※7 景観法第8条にもとづく 景観計画の主な内容

- ・景観計画の区域
- ・景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・景観重要建造物・樹木の指定の方針
- ・屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ・景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・景観重要公共施設の占用の許可の基準 ほか

に関する事項」や「景観重要建造物・樹木の指定の方針」あるいは「景観重要公共施設の整備に関する事項」を定めていく。

これまで神戸市では、条例にもとづく都市景観形成地域等の指定制度を基本としながらも、地域の熟度が高まっていないところなどでは景観形成の基本方針のみを示し、熟度が高まった段階で景観形成基準を定めるといった段階的な手法を導入したり、景観形成市民協定のように市民主体の緩やかな景観誘導の仕組みを取り入れたりしてきた。

このことをふまえ、場合によっては地域ごとの基準等を定めず方針のみを規定した重点地域を設定するなど、地域の熟度に応じた景観形成を図る。さらに、基準には盛り込めない景観に関するソフト面の事柄も定めることができる、景観法にもとづく景観協定や都市景観条例にもとづく景観形成市民協定を活用して、幅広い景観形成を図る。

このように景観法と都市景観条例の特徴をいかし、それぞれの手法を併用しながら地域の実情に応じた弾力的なローカルプランの策定をめざす。

#### ローカルプランの例



《「港都 神戸」グランドデザイン》  
都心ウォーターフロントにおける景観づくりの将来構想

## 3-1-2 推進方策

地域・地区別の景観形成の推進にあたっては、景観法を基軸に据えながらも、法と条例のそれぞれの特徴を生かした適切な役割分担と相互補完を図り、一体的な運用をめざす。また、景観法のみならず、都市景観に関連する他の法令・制度・計画・事業も活用して総合的な景観形成を図っていく。

### 1) 景観法と都市景観条例の一体的運用

神戸市では、昭和 53 年に都市景観条例を制定、平成 2 年の改正を経て、平成 18 年に景観法の制定を受けた改正を行い、法と条例を活用した景観形成に取り組んできた。

景観法では、景観計画区域内における届出・勧告制度を基本としつつ、形態意匠についてはより強制力のある措置をとることができるほか、景観地区や景観重要公共施設、景観重要建造物など、他の法とも連携した仕組みが用意されている。

一方、都市景観条例では、建築行為等の届出及びそれに対する助言・指導という緩やかな制度を基本としつつ、景観デザイン協議制度などにより、きめの細かい景観誘導を図ってきた。また、景観形成市民協定など、市民主体の取り組みを重視した景観形成のしくみが導入されている。

景観法にもとづく「景観計画」をローカルプランの骨子とすることや、景観形成重要建造物の指定制度の活用など法の制度を全市的に展開するとともに、法と条例それぞれの特徴<sup>※8</sup>をいかし相互に補完しながら一体的な運用をめざすことで、より神戸らしい景観形成を図る。

景観法と都市景観条例の一体的運用方針を次に示す。

- 地域・地区指定による届出制度を景観法にもとづくものに一本化し、市民等によりわかりやすいものとする。
- 助言・指導およびデザイン協議制度を、届出制度を補完するものと位置づけ、弾力的な景観誘導を図る。
- 指定・登録など、法と条例の景観上重要な建築物等に関する規定の特徴をいかし、重要建築物等の保全活用に向けた幅広い制度とする。
- 景観形成市民協定制度など条例独自の市民参画規定をいかし、市民主体の取り組みを積極的に位置づける。

※8 景観法と都市景観条例の主な規定比較

	景観法	景観条例
届出制度	景観計画区域 ・ 勧告・命令	都市景観形成地域等 ・ 助言・指導 ・ 景観デザイン協議制度
重要な建築物等	景観重要建造物・樹木の指定 ・ 建築基準法一部適用除外、相続税減免	景観形成重要建築物等の指定 ・ (保存活用計画を定めた場合) 建築基準法適用除外
市民参画	景観協定	景観形成市民団体の認定 景観形成市民協定
その他	景観協議会 景観整備機構	

## 2) 関連計画・制度との連携と推進体制

本基本計画は、神戸市総合基本計画の部門別計画として位置づけるものであり、他部門に係る各計画と連携して神戸市の基本構想の実現をめざすものである。

当初基本計画が制定された昭和 57 年以降、神戸市において、人と自然との共生ゾーン基本計画（平成 10 年）、緑の基本計画（平成 12 年）、都市計画マスタープラン（平成 23 年）、「港都 神戸」ランドデザイン（平成 23 年）、文化財保存活用地域計画（令和 2 年）など景観施策に関連するさまざまな計画が策定された。

また法制度においては、景観法（平成 16 年）はもとより歴史まちづくり法（平成 20 年）の制定や屋外広告物法、都市緑地法、文化財保護法など既往の関連法の充実、あるいは景観規定を含んだ空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年）の制定なども図られた。また神戸市の条例に関しても、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成 3 年）、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成 8 年）、などが制定され、景観関連の制度が充実してきた。

こうした関連計画・制度との連携を図りながら、総合的な景観施策を推進することが必要である。

具体的には、各地域のローカルプランである景観計画について、景観法では、関連法定計画に適合・調和させることを規定するとともに、景観重要公共施設の整備に関して定める基準が道路法や河川法などの関連法規の基準に上乘せされるなど相互の連携を密にすることを求めており、今後必要に応じ各景観計画区域内の良好な景観の形成に関する方針に反映させていく。

また緑の基本計画で設定された「みどりのゾーン」と「田園のゾーン」はそのまま本基本計画の自然地域景観類型の対象地域に位置づけ、市街地地区景観類型の重点エリアや拠点景観は都市計画マス

タープランの土地利用方針に準拠している。さらに、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例にもとづく「農村景観の保全及び形成の基本計画（平成12年）」は農村地域における景観形成のストラクチャープランとして位置づける。

本基本計画に盛り込んだ景観施策の推進にあたっては、関連計画・制度や景観形成に資する整備手法を有する行政組織連携と体制づくりが欠かせない。景観法において景観地区は都市計画に定めることとされているが、他にも地区計画制度や高度地区指定など都市計画行政との関連は深い。また都市景観形成上影響の大きい屋外広告物行政や緑化行政、景観重要建造物指定制度等で重なり合う部分の大きい文化財保護行政などとも連携を強め多面的な推進体制を構築する。

それとともに、都市景観形成はすぐれて総合的な取り組みであることから、行政の枠内に留まらず官民の連携も重要である。景観は、特別な地域の限られた関係者のみによって形づくられるものではない。行政が先導的役割を果たすことがあっても、皆が愛着を持てる優れた景観を実現するために、景観形成への主体的な取り組みを民間組織や市民団体あるいは企業体にも広げていくことが重要である。



都市計画マスタープラン



農村景観の保全及び形成の基本計画



緑の基本計画



# 運用

## 3-2 景観まちづくりの多様な展開

### ※<sup>9</sup> 市民

本基本計画では、「神戸市内に住み、働き、学ぶ者、あるいは市内で活動する各種団体や市内に事業所を有する法人」をいう。

### ※<sup>10</sup> わがまち空間づくり

地域のまちづくりには安全・安心、福祉、環境、経済などさまざまな分野があり、その一つに「景観」があげられる。

「わがまち空間づくり」とはまちの将来像の実現に向けて地域住民等が取り組む活動で、①暮らしやすさ ②まちの活力 ③環境との共生 ④まちのデザインを大きな視点と掲げており、「景観」はその一分野を担うものである。

なお、まちの将来像とその実現に向けた具体的な取り組み方針をまとめた「わがまち空間構想」は、これをもとに地域ごとの空間計画として市が都市計画マスタープランに位置づけるものであり、景観の側面からまとめられた「わがまち景観構想」は、これをもとに市が本基本計画にもとづくローカルプランと位置づける。

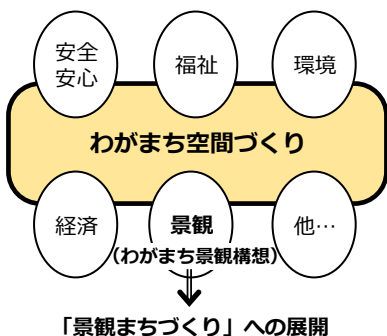
都市景観とは、人々の日々の営みが目に見える形に表出した結果である。その意味から、景観形成の主体は市民※<sup>9</sup>であり、市民相互、あるいは市民と行政や専門家、NPO、ボランティアなどが協働して、ハード・ソフトのさまざまな活動に景観的な側面から自主的・持続的に取り組む「景観まちづくり」の展開は都市景観の形成にとって根幹ともいえるものである。

すなわち景観まちづくりとは、市民自らが各々のまちの景観のあり方について感じ、考え、その実現に向けて力を出しあう活動であり、この動きをまち全体に広げていこうとする運動である。そして、具体的な実践の場では、その活動は景観面だけでなく、福祉や防災など他分野の活動とあわせた総合的なまちづくり活動（わがまち空間づくり※<sup>10</sup>）の一環として推進されることが現実的であり有効である。

### 3-2-1 わがまち景観構想

景観まちづくりを展開する上で、その活動の及ぶ範囲は、活動の内容や活動を担う人的資源を踏まえ、さらに活動の持続化を図るために、市民自らが「わがまち」と認識できる広がりを対象とすることが有効である。「わがまち」とは、まちの成り立ちや変遷などの歴史的経緯、土地利用やまちなみあるいはまちが抱える課題等による地域イメージ、道路や公園・河川等の都市施設の構成、などさまざまな要因によって市民が「自分たちが構成員として主体的にかかわるべき範囲」とゆるやかに体感・認識する圏域である。この広がりをもとにする「わがまち」の景観を市民が共有することで、まちに対する愛着を深め、問題意識の共有やさらには将来像の確立に向けた合意形成をより円滑にし、同じ圏域内で展開されている他分野のまちづくり活動との連携もスムーズになる。

そしてこのような「わがまち」の景観をまもり、そだて、つくる活動を推進する過程で策定される「わがまち景観構想」を、ストラクチャープランとの整合を図りつつ、ローカルプランとして位置づけていく。すなわちストラクチャープランの具体化を図るべきローカルプランとして、景観法にもとづく景観計画だけでなく、地域発



意の計画についても同様に位置づけることで、その策定過程や実践段階における各種地域活動に対して積極的な行政支援を行う。

なお、「わがまち景観構想」の実効性を担保するために、都市景観条例にもとづく「景観形成市民協定」や景観法にもとづく「景観協定」の活用をはじめ、まちづくり条例にもとづく「まちづくり協定」、あるいは都市計画法にもとづく「地区計画」や建築基準法にもとづく「建築協定」等との連携にも配慮する必要がある。

このような「わがまち景観構想」とその実現に向けた活動を展開するためには、下記のような手順が考えられる。ただこれは標準的な一例であり、地域の実情にみあった方法を採用する必要がある。

「わがまち景観構想」の策定と運用の手順（例）

◇第1段階 「検討の場」づくり

地域内で意見を出し合う場（組織）づくり

一般的には自治会等、複数の既存地縁組織の連合、あるいはその部会として組織される事例が多く、その上で、それぞれの活動テーマにあわせて各分野の専門家や NPO、ボランティア等との連携がすすめられる。ただ中には、正式の組織結成はある程度の検討が進んだ段階まで待つというケースもありうる。

◇第2段階 「わがまち景観構想」づくり

- ① わがまちを“知る” (地域の位置づけや現状の整理と共通認識)
- ② まちの資源と課題を“抽出する” (地域で大切にしているものや問題点の抽出)
- ③ わがまちの望ましい姿を“共有する” (理想とする将来像の地域内での共有)
- ④ 実現のための手立てを“選び、決める” (実現方策の決定)

◇第3段階 「わがまち景観構想」の運用（地域主体の景観マネジメント）

- 例えば ・ 建築物等、まちなみ形成に係る「景観まちづくりルール」の運用
- ・ まちを美しく、快適に改善・維持するための実践活動
- ・ 他分野のさまざまなコミュニティ活動との連携・一体化

景観形成市民協定



(魚崎郷地区)



(新長田駅北地区東部)

### 3-2-2 多様な景観まちづくり活動の推進



清掃活動



落書き消し活動



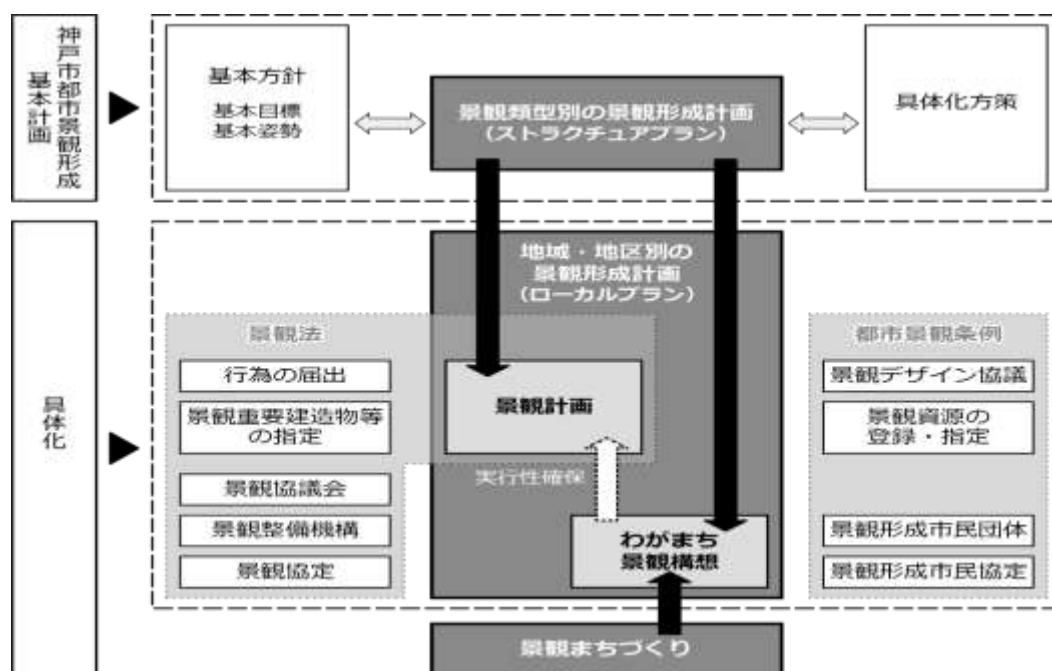
花と緑を増やす運動  
(インフィオラータ)

地域全体の将来像を共有し、これを実現させるための「わがまち景観構想」に向けた活動とともに、神戸市全体を視野に入れた活動や日々の暮らしに根ざした地道な個別の活動が、さまざまな主体によって展開されることも景観まちづくりにとって重要である。市民花壇や道路沿いのプランターの維持管理、道路や広場、河川、水路などの活用と清掃活動、まちなかの落書き除去や壁面の装飾活動、防災まちづくりと連携した生垣推奨運動、地域の資源である歴史的建物や空き家を活用したコミュニティ活動など、内容は多彩であるし、その主体も住民をはじめ商業者、企業、学生、NPOなど多岐に渡り、多くの人々や企業の支えによって成立するものも多い。

これら多様な主体による景観まちづくり活動は、目標設定のわかりやすさや取り組みやすく成果が目に見える活動への親近感から市民一人ひとりの共感を得やすく、参加への間口を広げる効果がある。さらに身近なところから始めてまち全体に徐々に視点を広げたり、お年寄りの活動が子供たちにも広まり受け継がれるなど、持続的な景観形成をめざす上でも有効である。またそれらの活動が相互に絡みあうことによってコミュニティ活動の活性化につながることも期待できる。

このように、市民が主体であるべき「景観」形成においては、多くの人々が活動を展開し続けることが重要であり、必ずしもローカルプランに結びつくものでなくとも、さまざまに展開される活動範囲、活動内容に合わせた行政支援を、他分野での支援策とも調整しながら実施する。

「都市景観形成基本計画」と「地域・地区別景観形成計画（ローカルプラン）」の位置づけ



# 運 用

## 3-3 景観形成方策の多面的展開

都市景観の形成をこれまで以上に幅広く充実して進めていくためには、景観を構成する物的、社会的要素を総合して考えていくとともに、景観施策以外の施策や制度との連携、そこに携わる多くの主体の連携が重要である。そうした多面的な展開を前提にした、重要な景観形成方策について以下に明示する。

### 3-3-1 景観資源の保全・活用

景観資源とは、一般的には都市景観の質を高め、特色づける景観上価値ある自然・地形や建築物・工作物などを指す。例えば、豊かな緑、すぐれた建築物、統一のとれたまちなみ、ランドマークや眺望など、それぞれの地域の個性ある景観形成を図っていくうえで大切に保全すべきもの、あるいは活用することで景観形成における効果が期待できるものである。

さらに本基本計画では、都市空間に人が働きかける行為や仕組みなども景観資源に含める。例えば地域の祭りのなど行事や、季節ごとの住宅まわりの飾りつけ（正月の門松、こいのぼり、クリスマスツリー、イルミネーションなど）、コミュニティによる清掃美化活動、また商業地でのオープンカフェやパークレット、さらには地域・場所の特性に応じたストリートパフォーマンスなども、印象深い情景をもたらす大切な景観資源である。

#### 1) 景観資源のさらなる発掘と共有

景観資源は景観形成の質を高め、特徴づける種(シーズ)である。特色ある景観形成のために、景観資源のさらなる発掘と保全・活用が求められる。

そしてその景観上の価値を市全体で、または地域で共有することが大切である。そのため、歴史的な建造物や神戸らしい夜景や眺望景観など景観資源のリスト化などを進める。またそれぞれの地域での、まち歩きイベントなどによる身近な景観資源の発見と共有のための活動を支援する。

#### 2) 景観資源の保全・活用のための段階的取り組み

景観資源をいかしたより充実した取り組みのためには、以下のよ



デザイン・クリエイティブセンター神戸  
(旧神戸生糸検査所)



茅葺民家の利活用



BE KOBE モニュメント

うな段階的な保全・活用の仕組みを活用することが大切である。

#### ○条例による景観資源の登録・指定

都市景観の形成を図る上で、価値があると認める建築物、工作物、樹木、その他景観形成に寄与する活動などを保全または維持し、活用するため、都市景観条例による景観資源として登録・指定する。また、ローカルプランの重要な構成要素として計画の中に位置づける。

#### ○景観法による景観重要建造物、景観重要樹木の指定制度の活用

条例による登録・指定とともに、景観法による景観重要建造物、景観重要樹木の指定制度も一体的に運用し、景観資源の幅広い保全、活用と新たな発掘をめざす。



東灘だんじり祭り

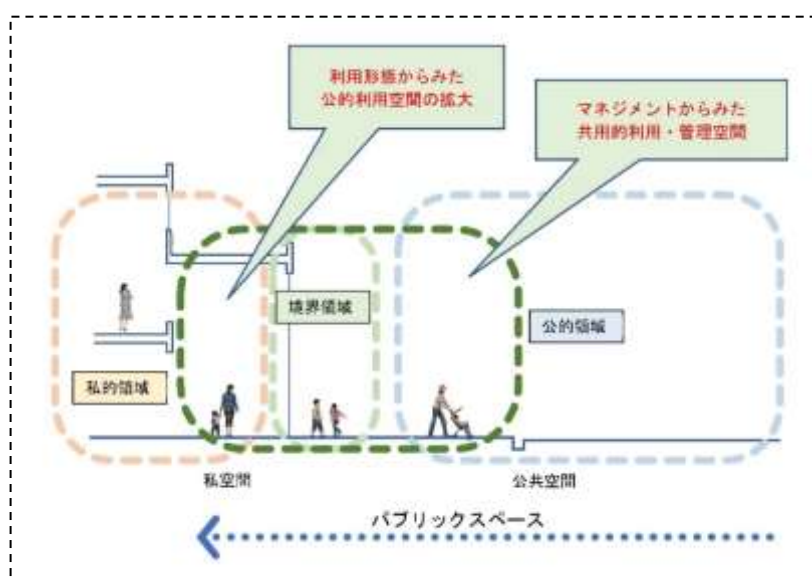
### 3) 情景を生む景観資源の活用と継承

祭りや伝統行事など、人が関わる景観資源によって、生活や地域のコミュニティが映し出された味わい深い情景が生まれる。こうした心に残る情景のもととなる景観資源を内外に発信するとともに、各地域において次代に引き継いでいく。

### 3-3-2 パブリックスペースのデザイン

本基本計画では、パブリックスペースとは、自治体が管理する道路や公園などの公共空間にとどまらず、所有区分や管理区分を超えて、不特定多数の人々がだれでも公平に、安全で快適に利用できる空間を指す。

パブリックスペースでは、居心地のよい空間デザインとともに、さまざまな維持管理主体が関わり、空間の使われ方のソフトな仕組みも重視される。例えば、公道を利用する地域団体が主催するオープンカフェ、パークレットの例や、だれもが利用できる民間建物敷地の公開空地やアトリウム、個人の住宅敷地のオープンガーデンなどの例がある。



#### 1) 空間領域間・主体間の連携と協調のデザイン

パブリックスペースは、公的（パブリック）領域はもとより、境界領域や私的（プライベート）領域、にもまたがる一体的な空間となるとときに、景観的にも大きな効果をあげる。その際、領域相互のデザイン上の協調を進めるために、各領域に責任をもつ市民、地域団体、企業、行政などの主体間の連携が欠かせない。そのうえで、各領域の空間をかたちづくる、路面舗装や植栽、ストリートファニチュアなど景観構成要素の形態、材料、色彩などを一体的にデザインし、特色ある空間を演出し居心地のよい場を形成する。



六甲アイランド・リバーモール

#### 2) 人と空間が織りなす情景のデザイン

パブリックスペースでは、人々の行動が空間の魅力をもっと高めたり、空間の性格によって人の振る舞いが際立ち、一段と映えることもある。こうした人と空間の相互の関係の中で印象深い情



歩道上のパブリックスペース



オープンカフェ

#### ※11 景観デザイン協議制度

特に規模が大きく景観形成に与える影響が大きい建築物については、都市景観審議会に設置する「景観アドバイザー専門部会」において、①計画段階、②設計段階の2段階で専門家による助言を得ながら、事業者との協議を行う。

#### ※12 公共空間

##### デザインアドバイザー制度

特に景観に与える影響が大きい道路や公園などの公共施設・公共空間の計画にあたり、都市景観審議会に設置する「公共空間デザインアドバイザー専門部会」において、専門家による助言を得ながら検討を進める。

景が生まれる。

そのため、商業業務地では、パブリックスペースの中で、オープンカフェやパークレット、イベントなど人の参加を促すさまざまな設えによって、多様な目的をもった人々が集まりにぎわいを生み出す場を創出する。また、年齢や性別や能力などの違いにかかわらず多くの人が公平に利用できるユニバーサルデザインにも配慮する。

住宅地では、玄関廻りや生活道路、街区公園などのパブリックスペースで、個々の住宅から生活があふれ出たり、向こう三軒両隣や地域コミュニティの交流が生まれる身近な外部の居場所をつくりだす。また、住宅地で連続するパブリックスペースを使った地域コミュニティの活動や、緑化、清掃活動を支援する。

### 3) 多様な主体の連携による空間マネジメント

パブリックスペースでの多様な場づくりやイベントなどの実施、維持管理などの面でも、主体間の連携が前提となる。その推進のための各主体間の調整や役割分担を担う実行組織をつくり、空間マネジメントを持続して行う。

### 4) 景観デザイン協議制度・公共空間デザインアドバイザー制度の活用

上記のような、パブリックスペースのデザインを実現するためには、各主体、各領域、各要素間のデザインにおける連携、調整が重要であることから、景観デザイン協議制度<sup>※11</sup>・公共空間デザインアドバイザー制度<sup>※12</sup>の活用を図る。



六甲道南公園



神戸旧居留地

### 3-3-3 公共施設の整備

道路や橋梁、公共建築物などの公共施設整備は、都市景観の形成に直接大きな影響を与えるとともに、その先導的役割が期待される。

以下、主な公共施設の整備を進める際の一般的な留意事項をあげるが、具体化にあたってはそれぞれの地域特性や場所性に対する配慮が重要である。

とりわけ市民が日常的に利用する公共施設については、その使い方が多様化し、計画・設計や維持管理についても多様な主体が担う近年の動向をふまえて、より柔軟で活発な利用を可能にし、持続的に維持管理されるなかで、市や地域のシンボルとして愛着をもたれる公共空間（パブリックスペース）となるための仕組みについても考慮する。



葦合南54号線



北野坂



ハーバーハイウェイ



明石海峡大橋

#### 1) 街路

都市景観の形成上重要な道路については、道路軸としての統一性を演出する一方で、自動車交通を適切に制御し、歩行者主体の安全で親しみのある公共空間の創出に努める。そのため、歩道の拡幅整備、街路樹や植栽柵等の緑化推進、ストリートファニチュアの効果的な設置、親しみもてる道路照明などの適切な方策を講じ、沿道の公開空地やアトリウム、オープンガーデンとも連携して、より豊かなパブリックスペースを創出する。

また都心部やウォーターフロントなど多くの人が集まる場所では、路面舗装の連続性やわかりやすいサイン計画、ランドマークの適切な配置など、人の回遊と滞留を誘発するための仕掛けづくりも重要な視点である。

電柱や空中架線などは街路景観や眺望景観を阻害する要因の一つであり、また災害時における危険性の除去という観点からも、地下埋設などの手法による無電柱化をより一層進める。

#### 2) 高速道路・高架鉄道

高速道路や高架鉄道は都市景観、とりわけ眺望景観に及ぼす影響が大きいため、形態・色彩・材料などについて慎重に配慮するとともに、緑化の推進などによる修景整備とその管理を適切に行うことが必要である。

#### 3) 橋梁・歩行者デッキ

橋梁は、河川軸やウォーターフロントの重要な景観構成要素であり、その整備にあたっては地域環境に調和した適切な形態・色彩・材料とするとともに、河川軸を見通す視点場として、あるいはウォ



ウォーターフロント景観のシンボルとして、また散策や憩いの場としての空間整備が求められる。一方、橋梁には歴史的に価値が高いものも多く、それらについては適切な保全が必要である。

歩行者デッキについては、道路軸景観にとって阻害要因とならないよう、形態・色彩・材料などについて慎重に配慮することはもちろん、場所性に応じてランドマークとなることや重要な視点場・眺望点となることを目指した整備を行う。

#### 4) 広場・公園

市民が憩える居場所、活動の場として、さまざまな規模や形態の広場や公園をまちなかに設けることは、いきいきとした都市景観を形成する上で大切である。こうした広場や公園の整備にあたっては、山麓の傾斜地やウォーターフロントなど神戸の地形の特徴や歴史性、立地条件を踏まえて、神戸らしさ、地域らしさを表現する空間デザインとすることに加え、利用者のニーズに対応した空間をつくり、より魅力的な使い方と維持管理のあり方を示す。



東遊園地

#### 5) 公共建築物

公共建築物は神戸らしい都市景観の形成に先進的役割を果たすことが期待され、機能や立地条件などに応じて、都市景観を配慮した適切な敷地利用、規模、意匠についての検討が必要である。その際、公共建築物として市民に身近で親しみのもてる施設とするとともに、地域特性をいかしたシンボル性のある拠点としての位置づけにもこたえる必要がある。

そのため、公共建築物の整備にあたっては、市民に開放された空間の確保、市民に親しまれる地域の性格を考慮した意匠、重要な歴史的建造物やまち並みの活用などの方策を検討する。



神戸税関

### 3-3-4 屋外広告物の景観形成

建築物等への景観形成のための規制誘導が進展する中で、屋外広告物についても、建築物におとらずその影響が大きいことが認識されてきた。近年、屋外広告物法や同法のもとでの条例の改正によりよりきめ細かな対応が可能になり、また、地域ごとの独自ルールにもとづき色彩などに配慮された広告物もみられる。一方で、多様化する表現や表示技術の進展により、法の枠組みに納まらない多様化が進んでおり、それらへの対応が求められる。



三ノ宮駅前



岡本地区・看板コンテスト

#### 1) 市民（地域団体）による

##### 屋外広告物への取り組みへの支援

地域の景観まちづくり団体が独自に取り組む屋外広告物への規制誘導について、推進し支援を行う。

#### 2) 多様な広告物表現への対応

今後も、屋外広告物法に定められた広告物以外に多様な表現形式が出現する可能性があるが、その景観的影響を吟味して、適切な対応をとる。また、デジタルサイネージ広告など、広告物の技術革新への対応を進める。

#### 3) 関連法規・条例との連携による

##### 屋外広告物の適切な規制誘導

屋外広告物法、神戸市屋外広告物条例と景観法にもとづく景観計画や都市景観条例との関連をふまえ、それぞれの役割を整理し、連携しながら屋外広告物の規制誘導を図る。



### 3-3-5 神戸らしい緑化の推進



住宅地の庭木と花



立体的な緑化



オープンガーデン



まちなか防災空地の緑化

神戸らしい緑化とは、六甲山や河川軸など都市の骨格となる遠景や中景の緑を背景に、山麓に向かって立ち上る住宅地や公園の緑が重なり奥行きのある緑の景観であり、神戸の魅力の一つとして定着している。また、都心の連続した緑、草花に彩られたガーデンなど、神戸の地域の特徴に応じたみどり環境を形成してきた。そして、それぞれの地域ではまちづくり活動として、緑化と維持管理に取り組んでおり、このことも、神戸らしい緑化のあり方であるといえよう。緑化による景観形成を進めるためには、こうした神戸らしい緑化に十分配慮する必要がある。

#### 1) 骨格となる緑の保全と育成

すでに形成されている六甲山の緑とともに、道路・河川軸の緑地帯を保全し、育成する。そのために、街路樹や河川沿いの並木の配置や剪定の配慮を行う。また山麓の住宅地などでは、その地形をいかして遠景・中景の対象として、斜面に沿って緑が立ち上がる立体緑化を進める。

#### 2) 個性的な質の高い緑化、飾花

場の特性や季節に応じたまちなかの緑化、飾花を進める。そのため、神戸らしい立体的な緑化のほか、花木花壇などガーデン型の飾花、効果的な緑・花の配置、また、壁面緑化や屋上緑化など多様な手法を駆使して、個性的な質の高い緑の景観をつくっていく。

また、照明演出などをとりいれた緑をいかした夜間景観にも配慮する。

#### 3) 地域のまちづくりとしての緑化活動の推進

パブリックスペースなどにおける緑化と持続的な維持管理を実施する市民や地域団体の活動に対して支援を行うとともに、地域での景観まちづくりの方針に即した独自の緑化と維持管理を支援する。特に、空き地を活用した緑化や共同住宅の共有地の緑化などまちなか緑化を推進する。また公園の運営については、地域団体と企業、行政が連携したパークマネジメントを推進する。

#### 4) 関連施策・計画との連携

「神戸市緑の基本計画」、「神戸らしい緑化ガイドライン」など既存の施策との連携を図り、緑化の充実を図る。

### 3-3-6 他分野のまちづくりとの連携

景観形成の取り組みは、これまでに述べてきた各分野のほか、他の行政各分野とも密接な係わりを持ちながら実践していく必要があり、例えば以下のような分野が挙げられる。



旧神戸居留地十五番館防災訓練

#### 1) 文化財保護

歴史的建築物の保存活用については、これまでも文化財保護法・条例にもとづく制度と景観関連の制度との役割分担・相互補完によって進めており、今後もそれらの取り組みを強化していく。

#### 2) 空き家・空き地対策

近年、空き家・空き地の管理不全が地域環境の悪化につながるケースが増加しており、地域の良好な景観形成という点からも、それらの適正な管理や有効活用は重要である。



まちなか防災空地(空き家の除却)

#### 3) 防 災

阪神・淡路大震災を経験した神戸の各地域にとって、災害に強いまちづくりは不可欠であり、ハード、ソフトの手法を組み合わせることで、景観面にも配慮した取り組みとして進めていく。

#### 4) 福 祉

景観まちづくりを進める上では、福祉分野と連携することにより、あらゆる市民にとって、暮らしやすく快適な生活環境づくりに寄与するという視点を持つことが求められる。



神戸ユニバーサルツーリズム

#### 5) 観 光

観光分野との連携によって観光資源として景観形成を位置づけ、文化財の活用、伝統産業、食文化などを含めて神戸らしさの空間イメージをより強化し、神戸観光の魅力を高めるとともに、日本全国はもとより広く海外にも発信していくことが大切である。

#### 6) 広 報

景観まちづくりを広く一般化していくため、地域で実践されるさまざまな事例を収集するとともに、SNSなどを活用し、それらの事例や神戸らしい景観の発信に努める。

